

第6期 上市町障害者福祉計画

第6期上市町障害福祉計画・第2期上市町障害児福祉計画

(計画期間：令和3年度～令和5年度)

令和3年3月
上市町

はじめに



近年、障害のある人を取り巻く環境は大きく変化しており、障害及び障害のある人に対する理解の一層の促進、障害の重度化・重複化、医療的ケアなどの様々な課題に適応していくことが求められています。

このため、町では「第8次上市町総合計画」（計画期間：令和3年度～令和12年度）をふまえ、上市町における障害者施策の一層の推進を図るため、「第6期上市町障害者福祉計画」（計画期間：令和3年度～令和5年度）を策定しました。

本計画は、障害のある人の生活全般に関する施策や今後の方向性を示した「障害者計画」と障害福祉サービスごとの具体的な数値目標や見込量等を定めた「障害福祉計画」、そして「障害児福祉計画」を一体化しております。

計画の推進にあたっては、障害のある人についての理解や社会的関心を高め、障害のある人が社会で活動し、障害という個性が活かされる環境づくりを目指して、地域、学校、団体、企業、行政等がそれぞれ連携・協力し、一体となった取組を推進していきたいと考えております。

終わりに、本計画の策定にご提言いただきました上市町障害者福祉計画策定委員会の委員の方々をはじめ、関係機関の皆様方に対しまして、心からお礼申し上げますとともに、今後ともより一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年3月

上市町長 中川 行孝

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の法的位置づけ.....	1
第2章 本町の状況	3
1 人口の推移	3
2 障害のある人の状況	6
第3章 計画の基本的な考え方	16
1 計画の基本目標	16
2 計画の重点課題	17
3 施策の体系	18
4 体制の整備と連携	19
第4章 障害者計画推進の施策	20
1 互いに認め、尊重し、支え合いながら暮らす地域づくり.....	20
2 自立と社会参加に向けた基盤づくりとしての教育・育成の充実と雇用・就労の促進	26
3 地域での自立した生活を支援する福祉・保健・医療の充実	30
4 快適で安心して暮らせる生活環境の整備.....	44
第5章 障害福祉計画及び障害児福祉計画	49
1 第6期障害福祉計画等の基本的理念	49
2 成果目標の設定	54
3 活動指標等の設定	59
4 地域生活支援事業	67
第6章 計画の推進のために	73
1 計画の推進	73
2 計画の評価	73
参考資料	74
上市町障害者福祉計画策定委員会設置要綱.....	74
上市町障害者福祉計画策定委員会委員名簿.....	75
障害者の雇用状況.....	76
滑川・中新川圏域の障害福祉サービス事業所	77
滑川・中新川障害者地域自立支援協議会	79

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

上市町では、「ささえあう上市」の基本目標のもと、障害者基本法に基づく「障害者計画」、障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」、児童福祉法に基づく「障害児福祉計画」を策定し、障害福祉施策を推進していきます。

現在、社会情勢の変化とともに、障害の重度化や障害者のみの世帯の増加が進む中で、福祉に対するニーズはますます複雑多様化しています。こうした問題に対応するため、迅速かつ丁寧に対応できる体制づくりが求められます。

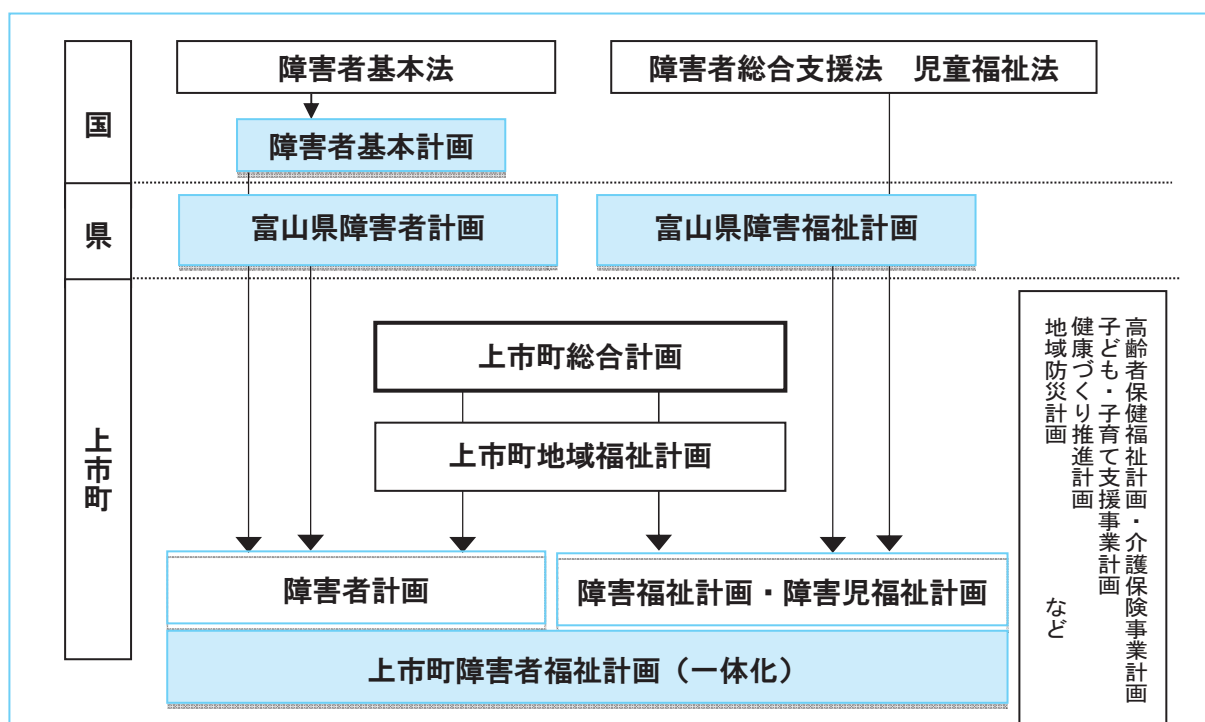
これまでの当町の取組に加え、国の動向を加味し、新たに「第6期上市町障害者福祉計画・第6期上市町障害福祉計画・第2期上市町障害児福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

2. 計画の法的位置づけ

(1) 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条に定める「障害者計画」、障害者総合支援法第88条に定める「障害福祉計画」および児童福祉法第33条に定める「障害児福祉計画」であり、厚生労働省の示した「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的指針」（以下「基本指針」といいます）に即して策定しました。

本計画は、「上市町総合計画」に基づいた障害福祉サービス等の提供に係る分野別計画として位置づけるとともに、「上市町地域福祉計画」や町の関連計画（「上市町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」、「上市町子ども・子育て支援事業計画」等）との整合を図ります。



(2) 計画の範囲

計画	根拠規定	計画内容	平成	平成	令和	令和	令和	令和
			30	31	2	3	4	5
障害者計画	障害者基本法 第11条	国の障害者基本計画および都道府県障害者計画を基本とし、当町の障害者の状況等を踏まえた障害者の施策に関する基本的な計画 (基本計画・方向性)	第5期 障害者計画			第6期 障害者計画		
障害福祉計画	障害者 総合支援法 第88条	国の定める基本指針に即して、障害福祉サービスや地域生活支援事業等の提供体制の確保に関して定める計画 (実施計画・数値目標)	第5期 障害福祉計画			第6期 障害福祉計画		
障害児福祉計画	児童福祉法 第33条の20	国の定める基本指針に即して、障害児通所支援や障害児相談支援の提供体制の確保に関して定める計画 (実施計画・数値目標)	第1期 障害児福祉計画			第2期 障害児福祉計画		

(3) 計画の期間

本計画は、障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画を一体化したものとなっており、計画期間は令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

なお、計画期間中には、社会経済情勢の変化や国の指針等に従い見直しを行う可能性もあります。

第2章 本町の現状

1. 人口の推移

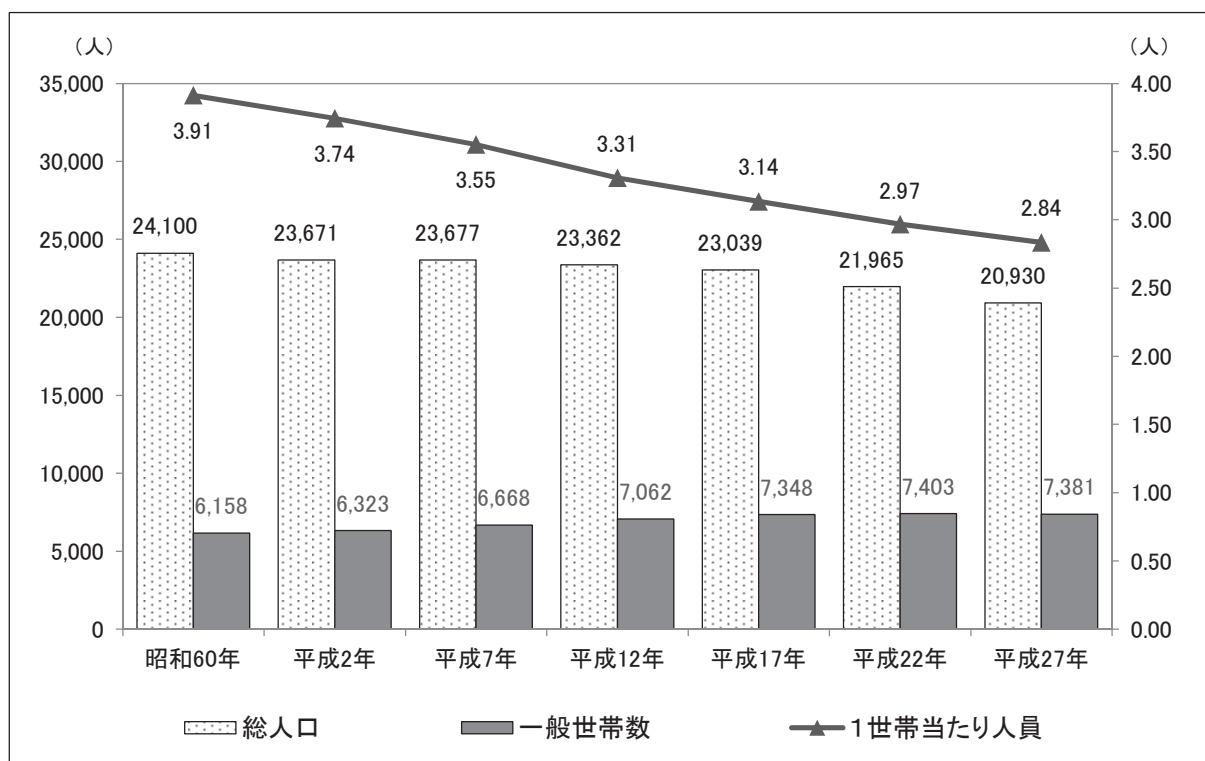
(1) 上市町の人口・世帯数の推移

上市町の平成27年度国勢調査人口は20,930人で、平成7年度以降の減少に歯止めがかかっていません。一方、一般世帯数については、核家族化の進行によって、緩やかな増加傾向と1世帯あたり人員の減少傾向が続いており、平成27年度の世帯数は7,381世帯、1世帯あたり人員数は3人を割り込み、2.84人となっています。

なお、令和2年12月1日現在の町の人口と世帯数は、19,991人、7,858世帯、1世帯あたり人員は2.54人となっています。

このことは、核家族化の進行、単身世帯の増加、出生数の低下等により、世帯規模が縮小したものと考えられ、今後もこの流れが続いていくと予想されます。

【上市町の人口・世帯数の推移】



資料：国勢調査

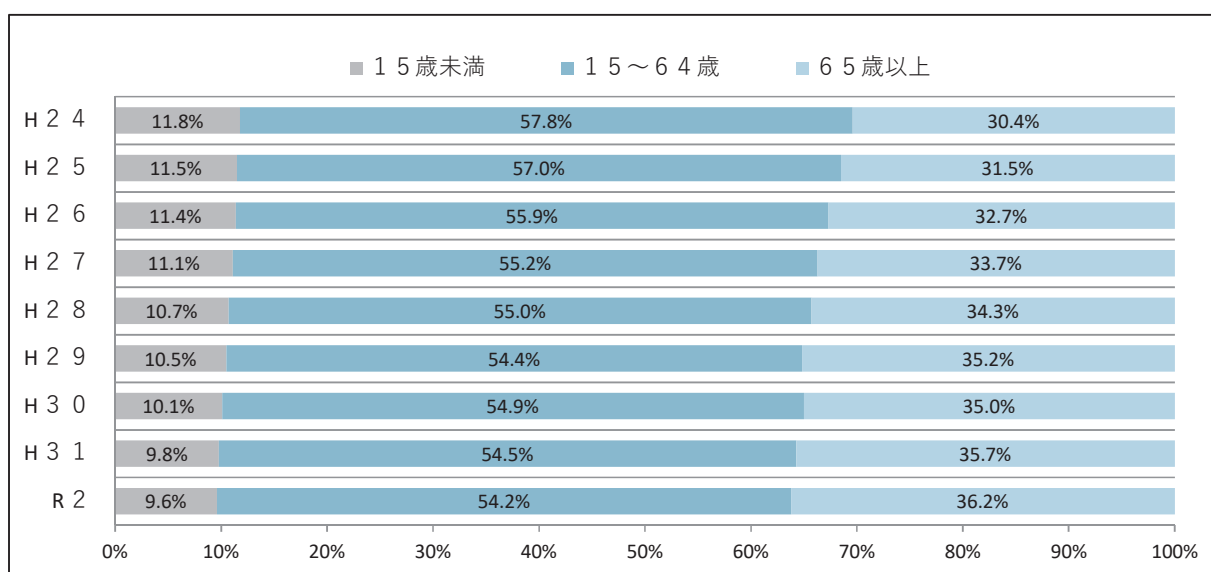
(2) 上市町の年齢3区分別人口割合の推移

上市町の年齢3区分別人口割合の推移をみると、15～64歳人口の割合が減少しているのに対し、65歳以上人口の割合が増加しており、高齢化が進行していることがうかがえます。

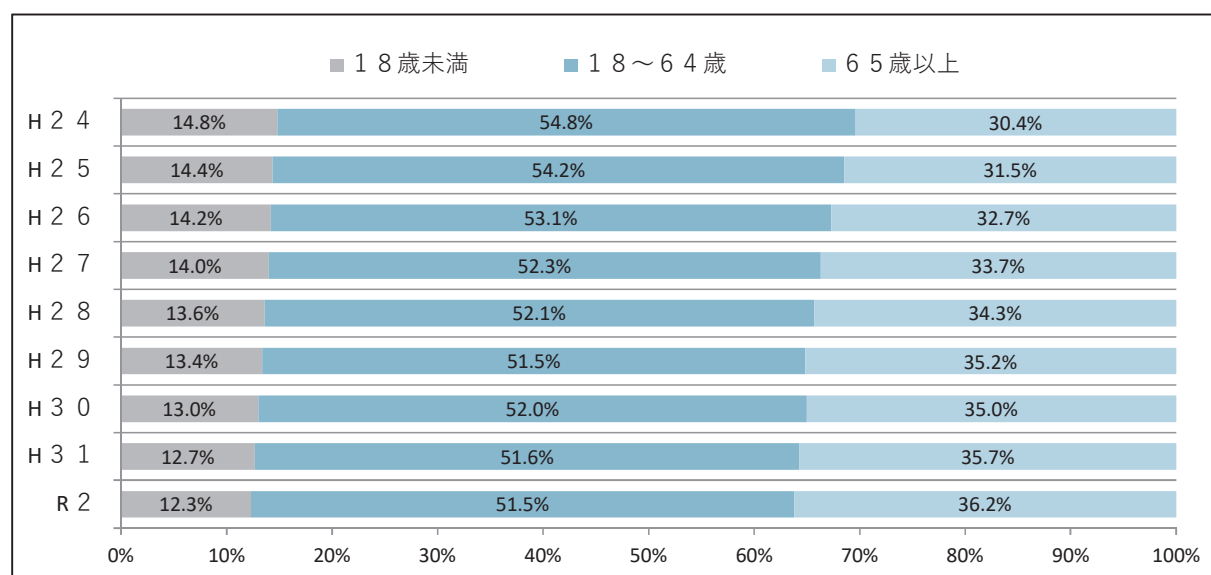
グラフ上は、一見緩やかに推移しているかに見えますが、実際には65歳以上人口が平成24年の6,794人から令和2年の7,330人と、536人増加しており、全人口が減少する状況において、その上昇は顕著なものといえます。

また、令和2年の県平均の人口割合との比較では、上市町の15歳未満人口割合と、15～64歳人口割合は県平均（15歳未満：11.3%、15～64歳：55.9%）を下回り、65歳以上人口割合は県平均（32.7%）を上回っています。

【上市町の年齢3区分別人口の推移（15歳未満）】 (人)



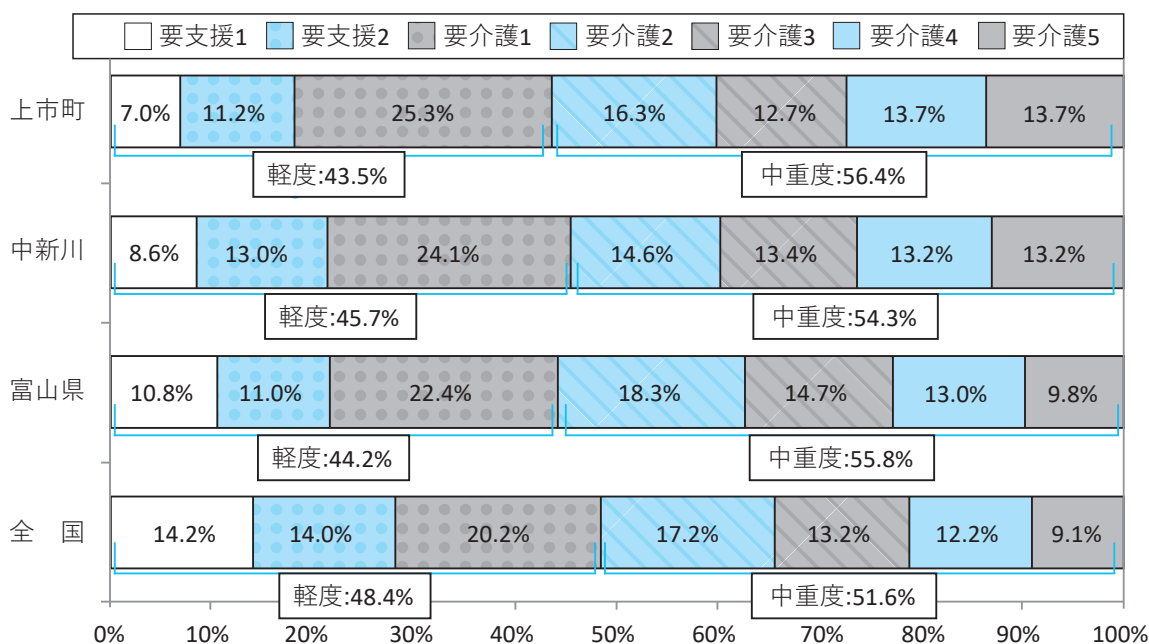
【上市町の年齢3区分別人口の推移（18歳未満）】 (人)



(3) 上市町の要介護認定者数の推移

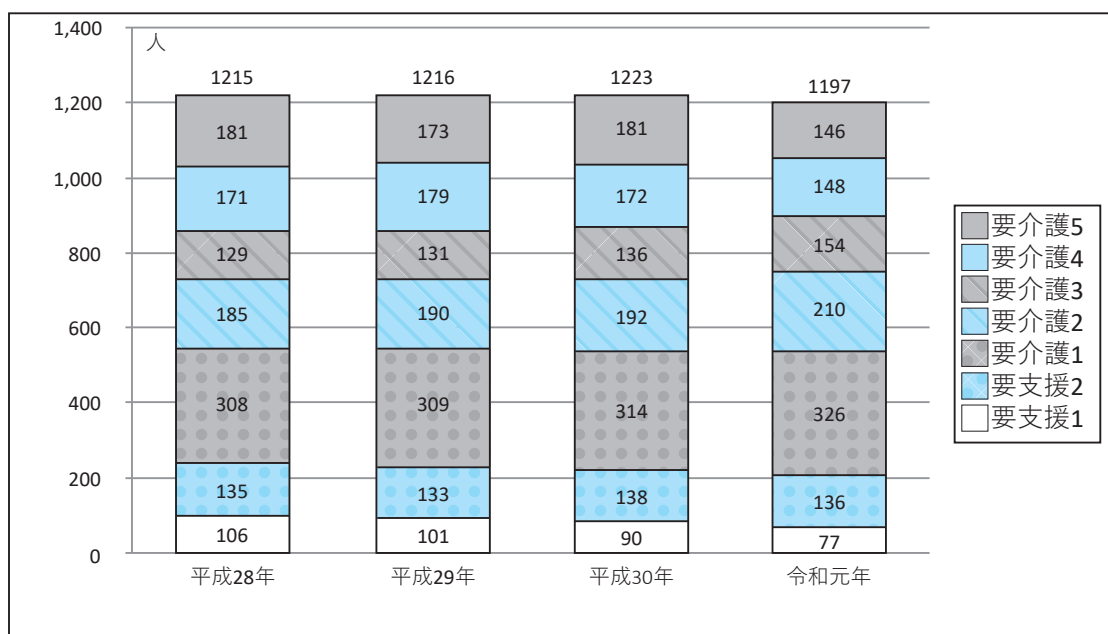
要介護認定者を要介護度別にみると、最も多い割合を占めているのは要介護1の25.3%となっています。また、要介護5の割合も全国、富山県、中新川広域と比べ高く、全国が9.1%、富山県が9.8%、中新川広域が13.2%に対し、本町は13.7%となっています。町は、国や県と比べ、中重度者の割合が軽度者よりも高い傾向があり、今後、後期高齢者の増加に比例し、中重度者の割合も増えていくことが予想されます。

【要介護認定者の要介護度別の割合】



資料：介護保険事業状況報告 平成31年3月末日現在

【上市町の要介護認定者数の推移】



資料：介護保険事業状況報告 H28年～H29：9月末日 H30～R元：10月末日

※第1号被保険者分のみ集計

2. 障害のある人の状況

(1) 障害者手帳所持者数等の推移

障害のある方の推移を手帳所持者数で見ると、総数では平成 30 年から横ばいの傾向にあります。

種類別に障害者手帳所持者数の推移を平成 27 年と比較すると、精神障害者保健福祉手帳で増加しています。

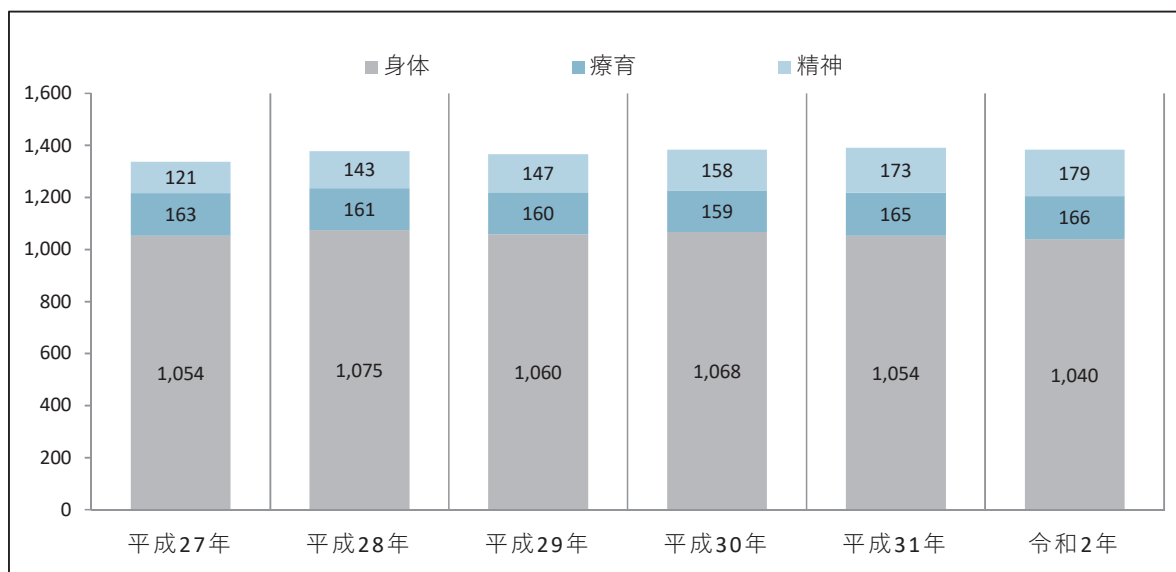
【障害者手帳所持者数の推移】 (人)

区分	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年
身体	1,054	1,075	1,060	1,068	1,054	1,040
療育	163	161	160	159	165	166
精神	121	143	147	158	173	179
合計	1,338	1,379	1,367	1,389	1,392	1,385

資料：福祉課 各年 4 月 1 日現在

※合計には 2 種類以上の手帳を所持している者を重複して計上しています。

【障害者手帳所持者数の推移】 (人)



(2) 身体障害者手帳

身体障害者手帳の所持者数は、令和2年4月1日現在で、1,040人となっており平成31年度からは減少傾向で推移しています。

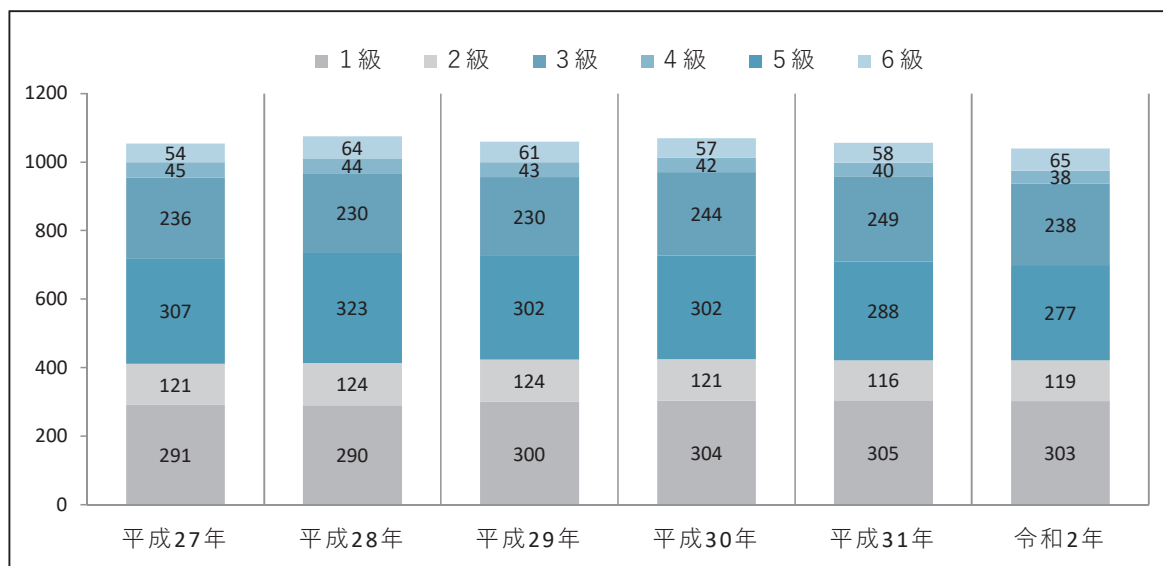
等級別では、「1級」が303人、「2級」が119人と、重度の障害者の数が約4割を占めています。

【等級別身体障害者手帳所持者数の推移】 (人)

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
1級	291	290	300	304	305	303
2級	121	124	124	121	116	119
3級	307	323	302	302	288	277
4級	236	230	230	244	249	238
5級	45	44	43	42	40	38
6級	54	64	61	57	58	65
合計	1,054	1,075	1,060	1,070	1,056	1,040
人口比	5.05%	5.20%	5.19%	5.12%	5.12%	5.14%

資料：福祉課 各年4月1日現在

【等級別身体障害者手帳所持者数の推移】 (人)



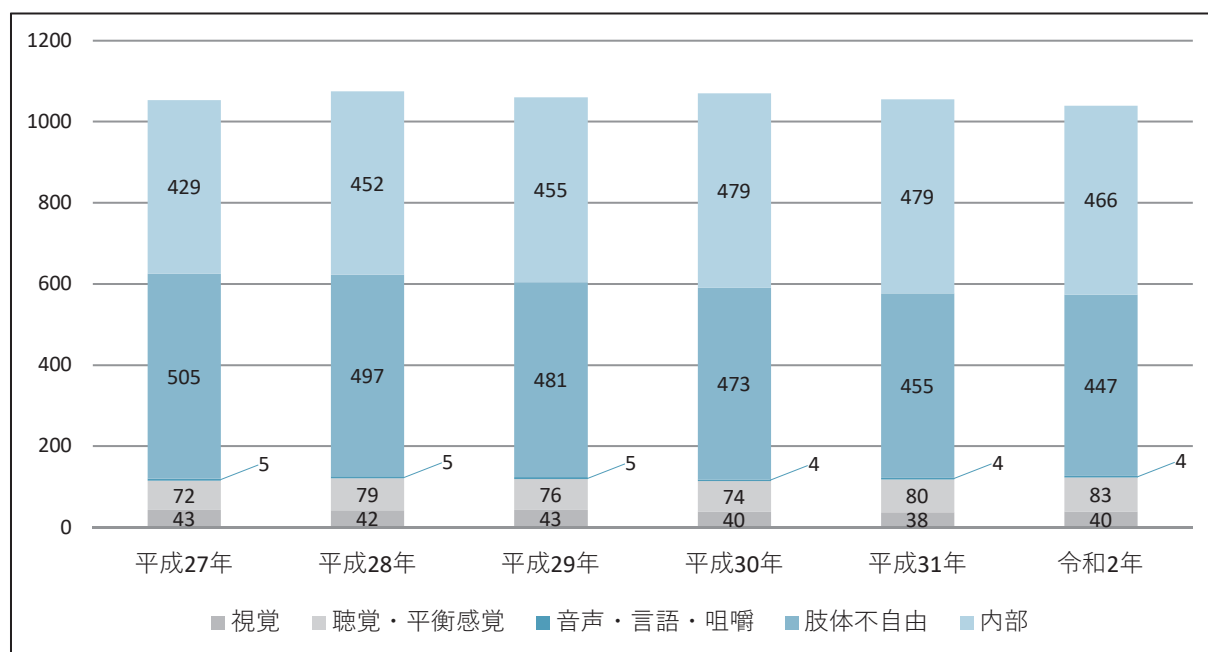
また、令和2年における部位別の所持者数では、「内部」障害が466人と最も多く、次いで「肢体不自由」が447人、「聴覚・平衡感覚」障害が83人と続いています。

【部位別身体障害者手帳所持者数の推移】 (人)

区 分	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年
視覚	43	42	43	40	38	40
聴覚・平衡感覚	72	79	76	74	80	83
音声・言語・咀嚼	5	5	5	4	4	4
肢体不自由	505	497	481	473	455	447
内部	429	452	455	479	479	466
計	1,054	1,075	1,060	1,070	1056	1,040

資料：福祉課 各年4月1日現在

【部位別身体障害者手帳所持者数の推移】 (人)



(3) 療育手帳

療育手帳所持者数の推移をみると、平成30年度から微増で推移しており、令和2年では166人ですが、人口比は増加傾向にあります。

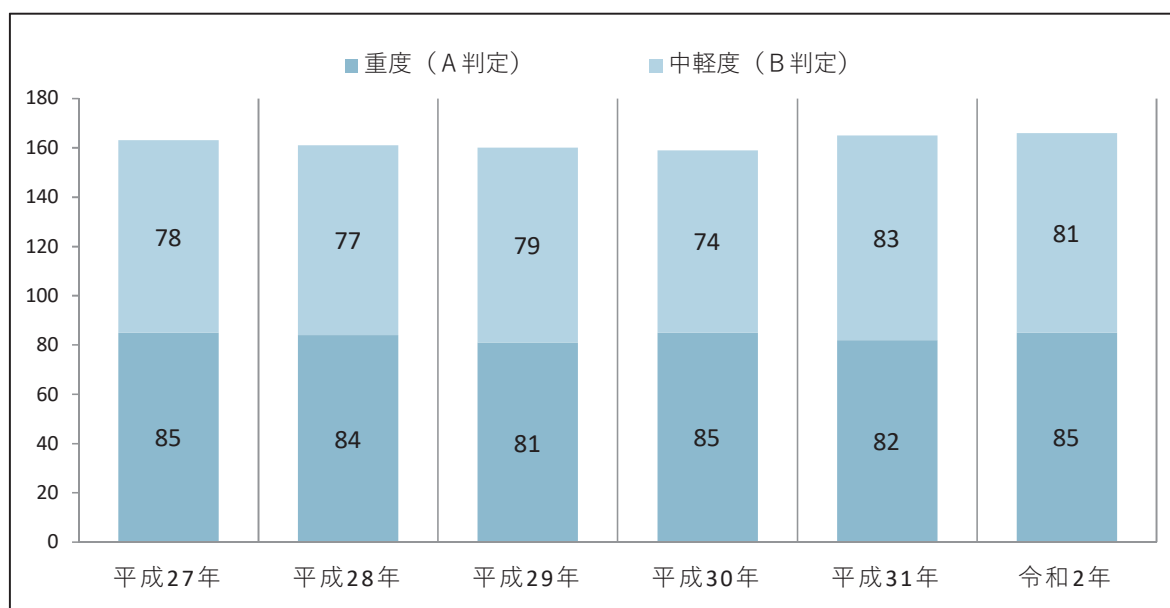
このうち、重度の「A判定」は平成27年から令和2年では多少の増減はあるが横ばいで推移しています。

【等級別療育手帳所持者数の推移】 (人)

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
重度 (A判定)	85	84	81	85	82	85
中軽度 (B判定)	78	77	79	74	83	81
合計	163	161	160	159	165	166
人口比	0.78%	0.78%	0.78%	0.76%	0.80%	0.82%

資料：福祉課 各年4月1日現在

【等級別療育手帳所持者数の推移】 (人)



区分別に所持者数をみると、18歳未満では減少していますが、18歳以上では増加しています。

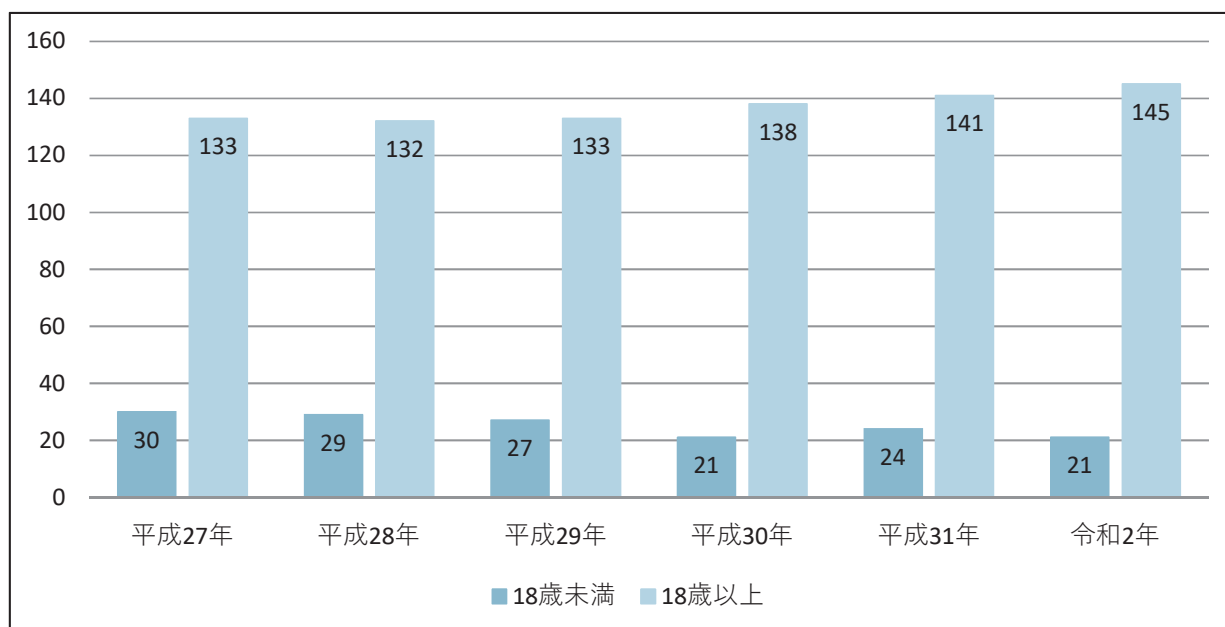
【年齢階層別療育手帳所持者数の推移】 (人)

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
18歳未満	30	29	27	21	24	21
	1.03%	1.03%	0.99%	0.77%	0.91%	0.84%
18歳以上	133	132	133	138	141	145
	0.74%	0.74%	0.75%	0.76%	0.78%	0.82%
総数	163	161	160	159	165	166
	0.78%	0.78%	0.78%	0.76%	0.80%	0.82%

各年4月1日現在

※下段は区分別の人口比

【年齢階層別療育手帳所持者数の推移】 (人)



(4) 精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、平成 27 年の 121 人から増加傾向にあり令和 2 年度で 179 人となっています。

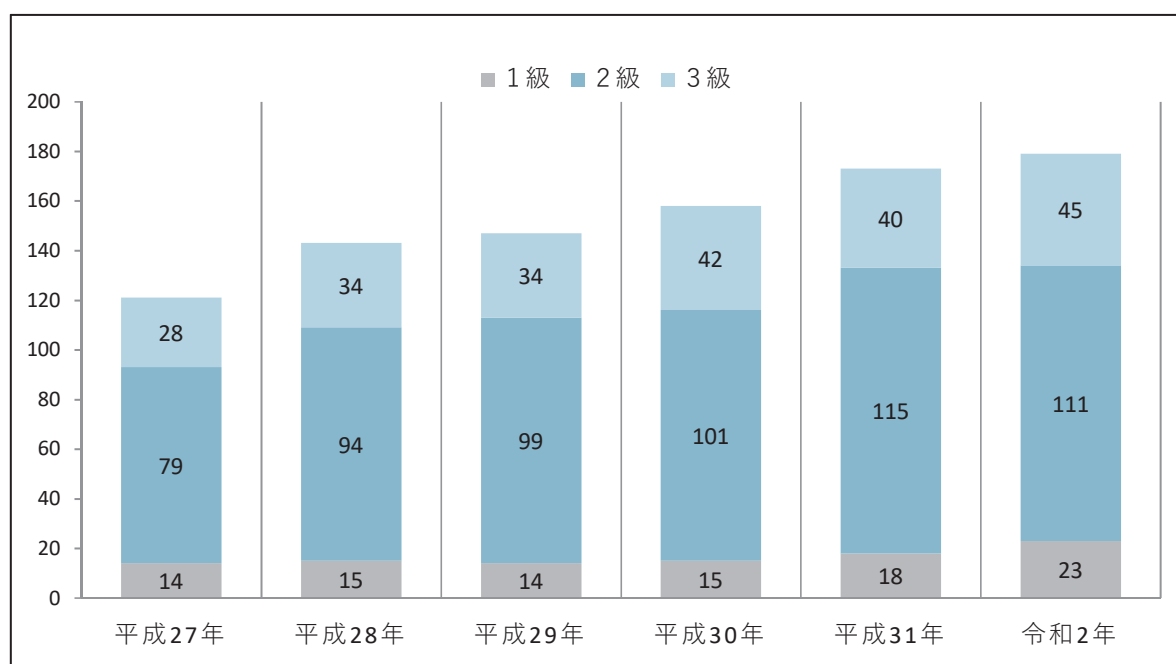
等級別に所持者数をみると、令和 2 年では「2 級」が 111 人と全体の約 6 割を占めています。次いで「3 級」が 45 人、「1 級」が 23 人となっています。

【等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】 (人)

区 分	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年
1 級	14	15	14	15	18	23
2 級	79	94	99	101	115	111
3 級	28	34	34	42	40	45
合計	121	143	147	158	173	179
人口比	0.58%	0.69%	0.69%	0.76%	0.84%	0.88%

資料：福祉課 各年 4 月 1 日現在

【等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】 (人)



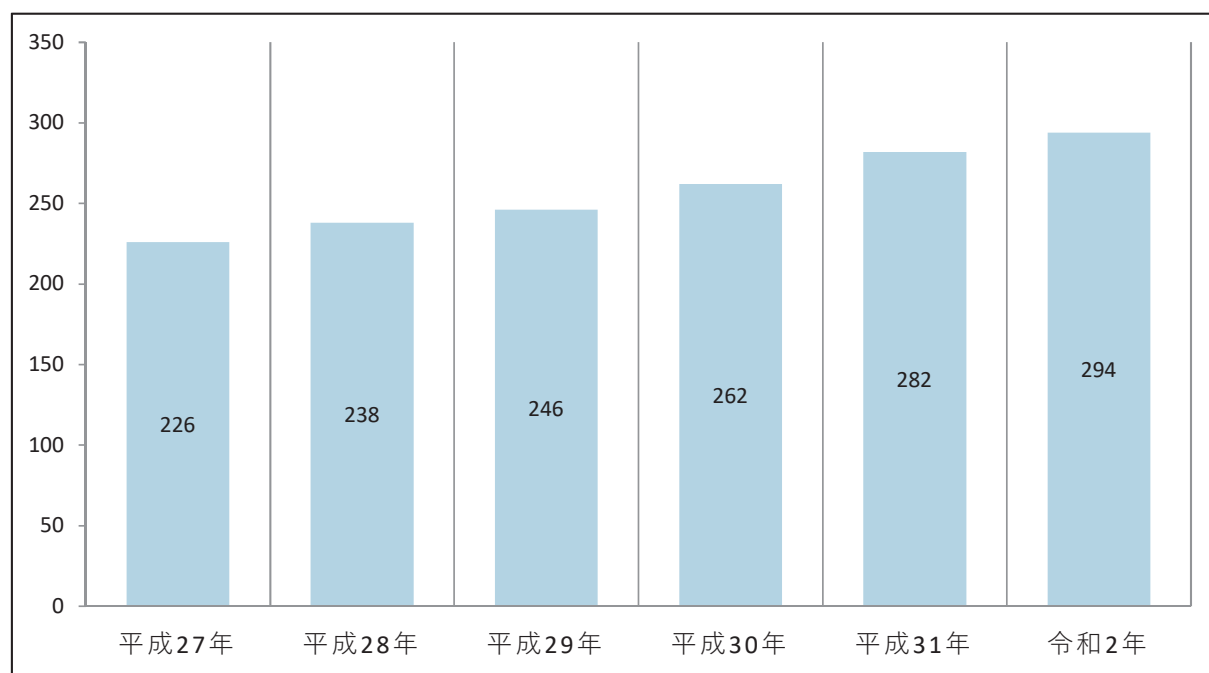
自立支援医療受給者数については、年々増加傾向で推移しており、令和2年では294人で平成27年からの5年間で1.3倍となっております。

【自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移】 (人)

区 分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
受給者数	226	238	246	262	282	294

各年4月1日現在

【自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移】 (人)



【自立支援医療（精神通院医療）制度】

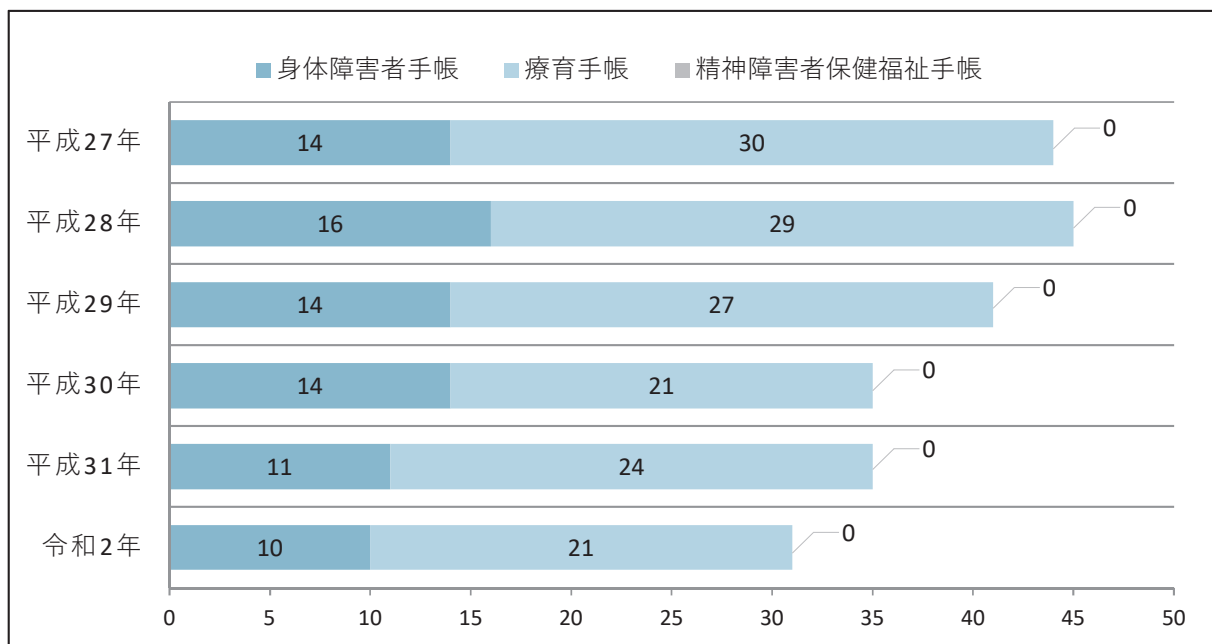
通院により精神疾患（てんかんを含む）の治療を継続的に必要とする方に、通院のための医療費の自己負担を軽減するもの。

(5) 障害児等の状況

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している障害児数の推移をみると、各手帳を所持する児の数は年々減少しています。療育手帳を所持する児の数が一番多く、令和2年度で21人（68%）となっています。

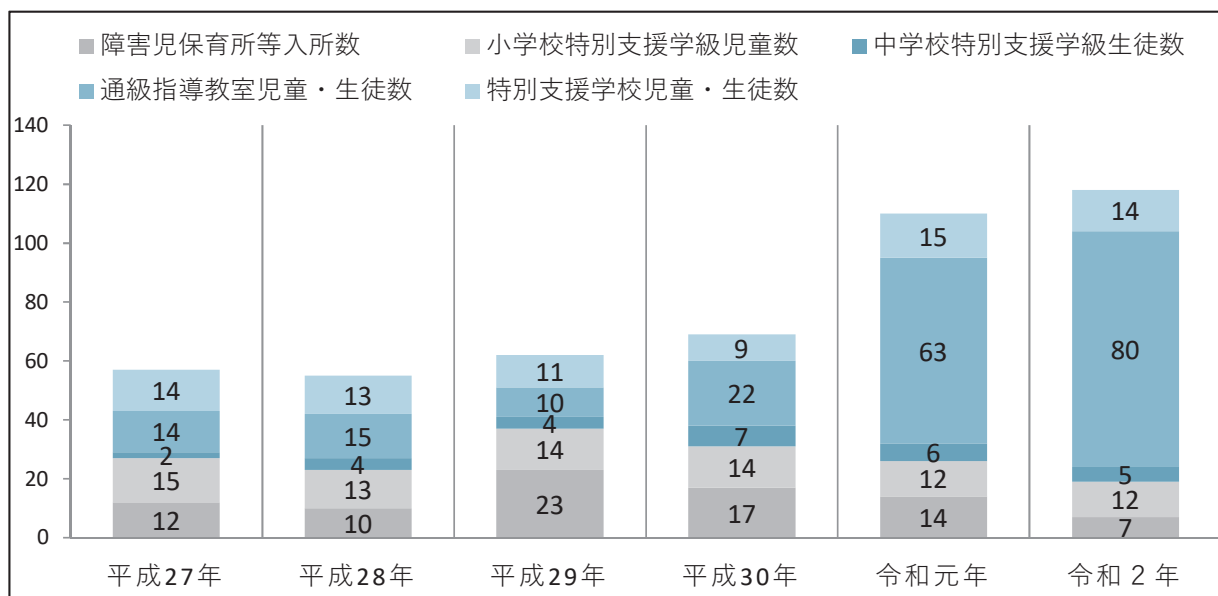
また、障害児保育、特別支援学級等の児童・生徒数の推移をみると、近年急増しております。当初、通級指導教室設置校が1校でありましたが、支援が必要な児の増加により各小中学校に設置されたことによるものです。

【身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所有している障害児数】（人）



資料：福祉課 各年4月1日現在

【障害児保育・特別支援学級等の児童・生徒数の推移】（人）



各年5月1日現在

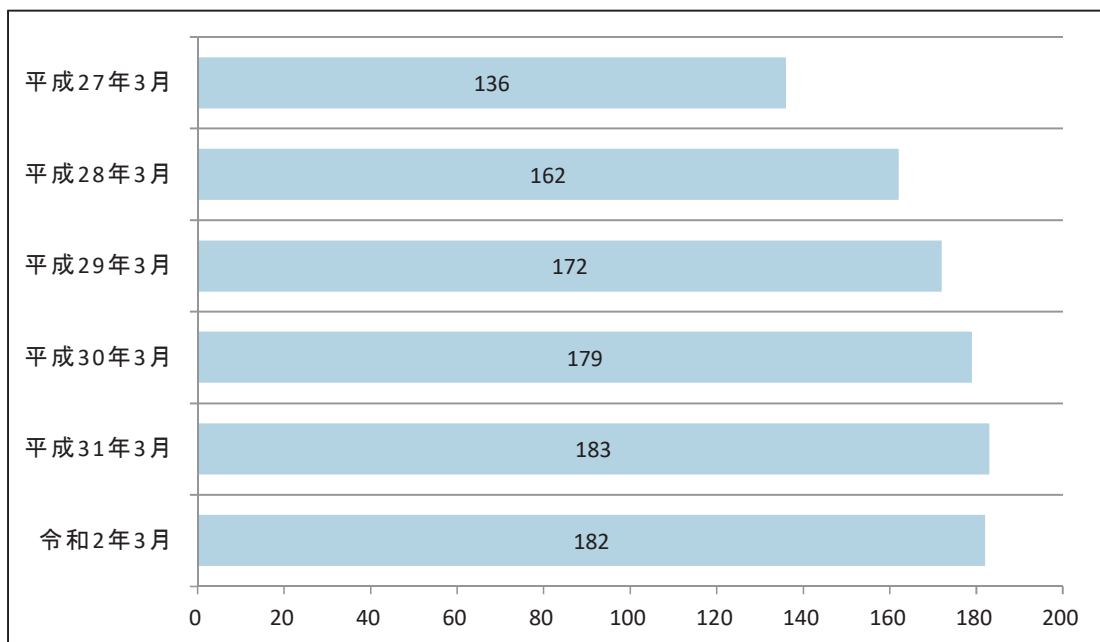
(6) 障害福祉サービス等利用者の推移

■ 障害福祉サービス支給決定者数の推移

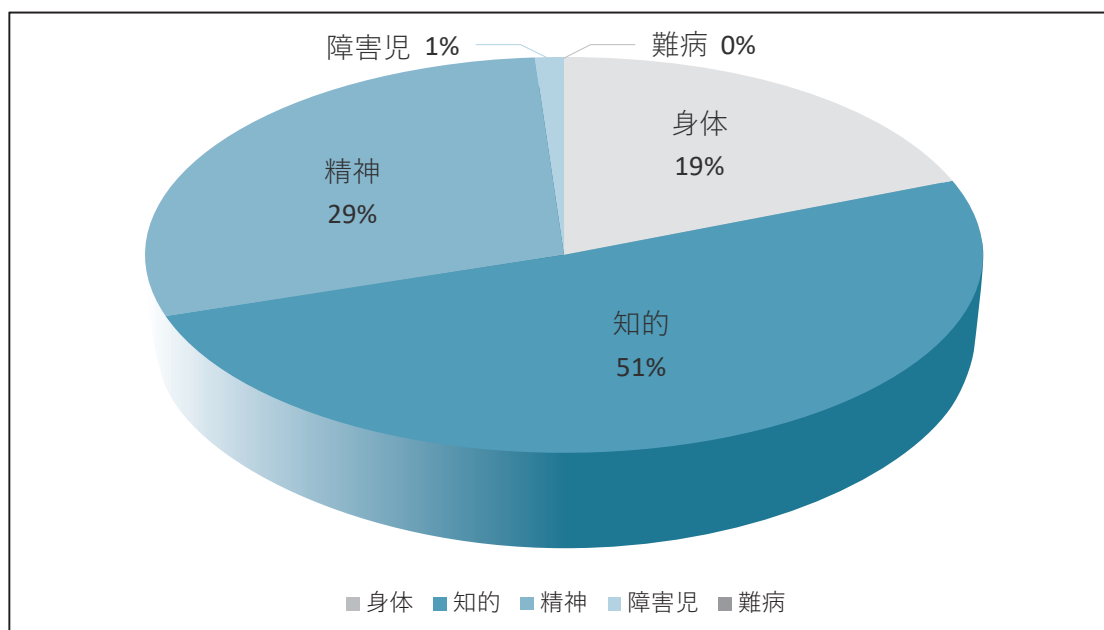
障害福祉サービスを利用するためには、各サービスの支給決定と障害福祉サービス受給者証の交付を受ける必要があります。障害福祉サービス支給決定者数の推移をみると、平成27年度以降は増加傾向で推移しています。

また、支給決定者の障害種別をみると、知的障害が多く、約5割を占めています。

【障害福祉サービス支給決定者数の推移】 (人)



【支給決定者数の障害種別】 (人)

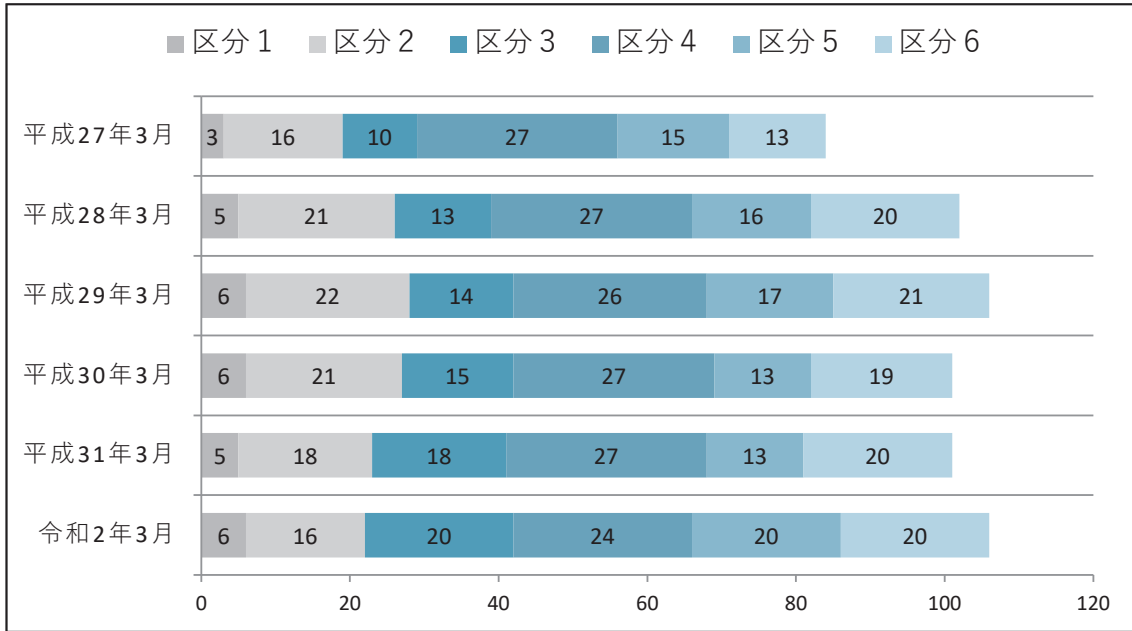


令和2年3月31日現在

■ 障害支援区分認定者数の推移

障害支援区分とは、障害者総合支援法における障害福祉サービスの必要性を明らかにするために、心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示したものであり、1から6までの区分があります。なお、障害児については、発達途上にあり時間の経過とともに障害の状態が変化する等の理由から、障害支援区分は設けていません。令和2年3月時点の認定者数は106人で、障害福祉サービス支給決定者数の約6割となっています。

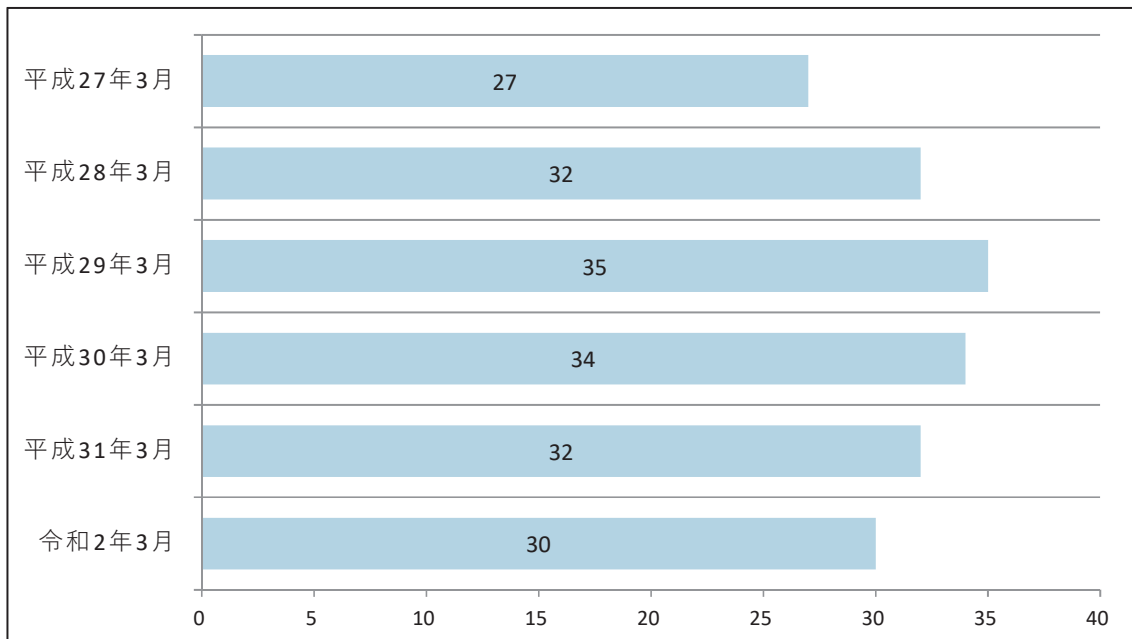
【障害支援区分認定者数の推移】 (人)



■ 障害児通所支援支給決定者数の推移

障害児通所支援の支給決定者数の推移を見ると、障害のある子どもの減少を背景に、年々減少が続いています。

【障害児通所支援支給決定者数の推移】 (人)



第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本目標

上市町では、「第8次上市町総合計画」において、まちの将来像に「つながる にぎわう ささえあう すべては私とミライのために みんなが主役のまち 上市」を掲げ、基本的な施策の方向を定めつつ、町政を展開しています。

本計画は、障害者福祉の視点からこの将来像に向けた取組を具体化するもので、今後とも、障害のある人をはじめ誰もが地域でともに生き、ともに支え、ともに参画できる「共生社会」の実現に向けた取組を推進していくことが必要です。

そこで、すべての町民が障害の有無に関わらず家庭や地域で当たり前の生活ができるようにする社会づくり（ノーマライゼーション）、医学・理学的な機能回復のみならず、人間としての尊厳を回復し、生きがいを持って社会参加する（リハビリテーション）という考え方のもと、障害のある人の「自己選択・自己決定」、「社会参加・参画」を促進し、「共に暮らすことができるまち」の実現を目指すため、基本目標として「ささえあう上市」を掲げます。

【基本目標】



ささえあう上市

（まちの姿）

障害のある人が、その能力や個性を最大限に発揮することができて、障害のある人もない人も、共に支え合い、認め合い、町民みんなが心と身体健康増進に向け積極的に取り組んでいます。

そして、生きがいを持って生活しており、町民一人ひとりが積極的に参画し、共に考え、共に創る協働のまちづくりが推進されているまちの姿を目指していきます。

● 2. 計画の重点課題

すべての人が暮らしやすい社会、ノーマライゼーション社会を目指し、だれもが共生できるまちづくりを実現するために、次の6つの視点を念頭において施策の総合的、計画的な推進を図ります。

(1) 相談体制と情報提供

障害のある人に関する各種サービスは、障害の種類、障害の程度など複雑かつ多岐にわたっています。適切なサービスを提供するためには、相談体制を充実するとともに、適切な情報提供に努めます。

(2) 地域生活支援体制の充実

障害のある人を含むすべての人が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、訪問系サービス及び日中活動系サービスの充実並びに住宅改修やグループホーム等、生活の場の整備を推進します。

(3) 自立支援と社会参加の促進

障害のある人の自己選択と自己決定を尊重することにより、自らのライフスタイルを自らの意思で選択し、主体的に行動し、社会参加できるよう支援します。

(4) 就労の拡大と支援

障害の種類、程度が様々であることから、一人ひとりの個別的なニーズに対応できるように配慮するとともに、雇用機会の創出、就労のための教育訓練機会の提供等、雇用促進を図り、障害のある人の就労を支援します。

(5) バリアフリー社会の推進

障害のある人の生活行動や社会参加を困難にしている道路、建築物、交通機関などの物理的な障壁だけでなく、障害のある人を特別視する町民の心の壁（バリア）を取り除くなど、障害のある人が自由に社会活動等を営める共生社会の実現を目指して、バリアフリー化を推進します。

また、町民一人ひとりが障害を理解し、障害のある人が抱える課題を共に解決していこうとする地域社会の構築を目指します。

(6) ライフステージに応じた総合的な施策の推進

障害者施策は、乳幼児期から高齢期までのあらゆる段階において、個々のニーズに対応することが必要であり、取り組むべき施策は、保健・医療、福祉、教育、労働、生活環境など広範な分野にまたがっています。したがって、その実施に際しては、関係機関の密接な連携を図るとともに、障害のある人一人ひとりのライフステージに対応した総合的な施策の推進を図ります。

3. 施策の体系

基本目標の「ささえあう上市」に向けて、主要施策の推進・促進等に取り組めます。

基本目標	主要施策	
さ さ え あ う 上 市	1. 互いに認め、尊重し、 支え合いながら暮らす 地域づくり	1 障害及び障害のある人に対する理解の促進 2 差別の解消及び権利擁護の推進 3 成年後見制度の普及 4 社会参加活動の推進
	2. 自立と社会参加に向 けた基盤づくりとしての 教育・育成の充実と雇 用・就労の促進	1 障害のある子どもの教育・育成の充実 2 雇用・就労の促進
	3. 地域での自立した生 活を支援する福祉・保 健・医療の充実	1 相談支援体制の整備 2 地域生活を支援するサービスの充実 3 多様な障害に対する対応 4 障害者施設の整備の方向と施設機能の充実・活用 5 質の高いサービスの提供 6 保健・医療施策の充実
	4. 快適で安心して暮らせ る生活環境の整備	1 住みよい生活環境の整備 2 安心して暮らせるまちづくりの推進 3 コミュニケーション支援体制の確立

4. 体制の整備と連携

障害のある人のライフステージに応じて、総合的なサービスを提供するために、障害のある人の生活に密着している保健・医療・福祉をはじめとする関係分野の連携と、国、県及び滑川・中新川障害者地域自立支援協議会、圏域の市町村、社会福祉法人をはじめとする民間団体など関係機関のネットワーク化を図っていきます。

(1) 庁内体制の整備と連携

① 保健・医療と福祉のネットワーク化

障害のある人のライフステージに応じて総合的なサービスを提供するために、保健と福祉部門の連携の強化を図り、福祉課と障害者関連施設及び中部厚生センター、ほか県の関連機関などの保健・医療と福祉の関係機関のネットワーク化を推進します。

② 教育と保健・医療・福祉の連携

障害を早期に発見して早期療育に結びつけるため、教育部門と保健・医療・福祉等関係機関の連携を密にしていきます。

③ 雇用と福祉の連携強化

就労支援事業所等の利用者の中には一般就労に移行可能な人もいることから、福祉施設など福祉部門と公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、障害者職業センターなど雇用部門との連携を強化します。

④ 福祉と建設の連携

バリアフリー化を促進するために、福祉部門と建設部門等の連携を強化します。

(2) 国、県および近隣市町村との連携

提供する福祉サービスにおいて広域的に取り組む必要があるものについては、国、県及び滑川・中新川障害者地域自立支援協議会と連携して取り組みます。

(3) 民間との連携

福祉サービスの提供やすべての人にやさしいまちづくりでは、民間企業、民間病院等の協力が不可欠であり、障害者団体、上市町社会福祉協議会、中新川郡医師会、上市医師会、ボランティア団体等との連携を推進していきます。

(4) 計画の進行管理

障害者総合支援法第 88 条の 2 には、「町は障害福祉計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは計画の変更等の措置を講じること」と規定されています。

この規定の考え方（PDCA サイクル）に基づき、町は、計画の策定を行い（Plan）、その内容を実施し（Do）、実績の把握及び評価（Check）の上、次の目標への反映及び改善（Act）を行っていきます。

また、評価の際には、滑川・中新川障害者地域自立支援協議会等の意見聴取や上市町のニーズの把握を行うなど、より実情にあった計画になるよう、適切な措置を講じていきます。

第4章 障害者計画推進の施策

1. 互いに認め、尊重し、支え合いながら暮らす地域づくり

1 障害及び障害のある人に対する理解の促進

施策の基本的方向

「共生社会」の実現には、地域社会の中で「共に生きる」というノーマライゼーションの理念のもと、心豊かに安心して暮らせる社会づくりへの取組が大切です。

しかし、理解不足による差別や偏見は、今もって少なくありません。障害や障害のある人について社会全体の関心と理解を深めていくことが必要です。また、社会全体のバリアフリーに加え、障害のある人に対する思いやりや助け合いの気持ちを持つ心豊かな社会や人づくりを進めていくことも大切です。

このため、町民に様々な媒体を通じた広報活動のほか、小・中学校などにおいて、障害のある人との交流活動等による福祉教育を実施し、各種施策を展開します。

主要な施策

(1) 啓発・広報活動の推進

- ① 「町報かみいち」をはじめ、町ホームページ、ケーブルテレビNet3、パンフレット等を通じて、障害福祉に関する理解を促進します。
- ② 障害のある人にかかわるマークの理解と普及啓発を図ります。
- ③ 障害者の日（12月9日）に代わり設定された「障害者週間（12月3日～9日）」を中心に開催する該当キャンペーン、町内の障害福祉事業所で障害のある人が製作した製品・作品の展示や物品販売などを通じて、障害のある人の活動が広く紹介されるよう努めます。
- ④ 福祉ふれあいフェスティバルを通じてノーマライゼーション理念の普及を進めます。
- ⑤ 上市町社会福祉協議会で実施している「小・中・高校生ボランティアスクール」や「青少年ボランティアスクール」等を通して町民との交流を深め、住みよいまちづくりを進めます。
- ⑥ 「障害者の権利に関する条約」、「障害者基本法」、「障害者虐待防止法」及び「障害者差別解消法」等の普及・啓発を図り、障害のある人の人権が尊重される社会づくりを推進します。

(2) 福祉教育の推進

障害のある人に対する住民の理解を促進するためには、幼少期からの啓発活動が重要です。このため、小・中学校において、福祉に関する教育を積極的に推進する必要があります。幼児教育、学校教育、ボランティア活動などあらゆる学習・体験機会を通じて、「福祉の文化（心）」を育てます。また、社会全般、地域住民の理解を深めるための講演会等を開催します。

- ① 小・中学校の総合的な学習の中で、福祉に視点をあてた学習を通して、障害者理解のための教育の推進に努めます。
- ② 生涯学習において、福祉に関する講座の充実を図ります。また、発達障害、高次脳機能障害に対する関心を高めていきます。

(3) 地域での交流の促進と住民の参加

障害のある人を含むすべての人にとっての共通の願いは、住み慣れた地域で安心して暮らしていくことです。そのためには、住民参加による福祉のコミュニティづくりを推進し、障害のある人やその家族を含め、身近な地域で住民自らが互いに支えあう仕組みが必要であり、そのためには福祉活動を行う人材の発掘と養成が不可欠です。

- ① 各種団体、福祉施設等が行う文化活動、スポーツ大会、レクリエーション等の各種行事を通じて、交流・ふれあいを促進します。
- ② 「富山型デイサービス」事業者、特別支援学校その他の地域の関係者が情報を密にし、連携を強化するよう努めます。
- ③ 障害のある人もない人も地域で交流を持つ機会を設け、互いの違いを認め合い、尊重し合う心を育てる教育と文化を推進します。
- ④ 町や社会福祉協議会による啓発活動や地域福祉活動計画に基づくコミュニケアネット活動等を通じて、地域住民自らが福祉ニーズを把握し、その解決に取り組む自主的な福祉活動を推進するとともに、自治会、地区社会福祉協議会など地域に密着した福祉活動を行える組織との協力体制の充実に努めます。

(4) ボランティア活動の推進

ボランティア活動は、障害のある人の生活や社会参加を支援するうえで大きな役割を担うものです。ボランティア活動が一部の人たちの特別な活動ではなく「共に学び、分かち合う」ボランティア精神のもと、いつでも、どこでも、誰でも気軽に参加できるよう活動の拠点として、上市町社会福祉協議会にボランティアセンターを設置し、ボランティア養成研修事業、広報啓発、情報提供、登録等を行うとともに、福祉ボランティアグループの活動を支援するなど、活動の推進に努めています。

町は、「福祉の文化（心）」を育み、あたたかな地域のつながりに加え、分野別のボランティア活動や地域福祉ネットワークの構築などにより、障害のある人や高齢者など誰もが地域で安心して暮らせるまちづくりの推進のため、民生委員・児童委員、各福祉団体等が心とむ地域社会づくりを目指して地域福祉活動に取り組んでいます。

今後、ボランティア活動の活性化、地域福祉ネットワークづくりなど、地域福祉の充実を促進するため、上市町社会福祉協議会への支援を強化し、地域福祉ネットワークの構築に努め、地域ごとに住民同士の支え合うまちづくりを進めます。

【ボランティア団体】

- 上市町社会福祉協議会を通じて、ボランティアの養成並びに登録、活動の相談・斡旋を行っており、令和2年6月1日現在、ボランティア団体として登録しているのは53団体。
- 登録人数は個人登録と合わせて2,169人となっています。

① 福祉ふれあいフェスティバル

上市町社会福祉協議会を通じて年1回、町内の障害のある人、高齢者、児童、ボランティア、福祉関係者、住民等が一同に会し、ふれあい体験活動、日頃の活動の展示・発表、レクリエーションなどを通して、日頃希薄になりがちな心と心のつながりを強め、ノーマライゼーション意識の高揚を促進しています。

ボランティア連絡協議会、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会の協力を得て実施しています。

② 地域ボランティア活動事業の支援

上市町社会福祉協議会を通じて各種ボランティア団体の支援や情報紙「ふくしNOW」を発行しています。

③ ボランティア活動オリジナル事業推進校助成

上市町社会福祉協議会を通じて、町の小・中・高校における福祉教育の推進を目的とするオリジナル事業を支援しています。

④ 福祉ボランティア養成事業（青少年ボランティア講座）

上市町社会福祉協議会を通じて障害のある人、高齢者、ボランティアとのふれあい体験を通して、ボランティア活動や福祉に携わる人の仕事を理解し、思いやりのある心を育むものです。

ア 小中高生ボランティアスクール

イ ふれあいきいきサロンボランティア養成研修会

要介護予防運動の一環としてサロン運営の担い手を養成し、地域福祉活動、ボランティア活動への参加をより一層促進する。

ウ 手話教室

エ 傾聴ボランティア養成講座

傾聴についての知識や技術、心構えを学び、地域や施設で活動する傾聴ボランティアを養成する。

オ 脳トレボランティア養成講座

カ 災害救援ボランティア研修会

キ 難病ボランティア連絡協議会（中部厚生センター）

難病ボランティアの継続的活動の機会、勉強会などの場となっています。

ク メンタルヘルスサポーター育成事業（中部厚生センター）

精神保健福祉に関心のある人を委嘱し、精神障害者や家族の援助者として、精神障害者の社会参加を支援しています。

2 差別の解消及び権利擁護の推進

施策の基本的方向

国は、障害のある人を虐待から守り、養護者に必要な支援を行うため、障害者基本法の改正を行い、「障害者虐待防止法」の制定（平成 23 年）や障害者差別解消法の制定（平成 25 年）などを相次いで行いました。

これらの法律では、障害のある人に対する虐待の禁止や障害者虐待の定義が明確化され、発見者に対する通報義務や市町の立入調査権限などが定められました。

また、平成 25 年 6 月に、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的とした「障害者差別解消法」が成立され、平成 28 年 4 月から施行されています。これは、「国の行政機関や地方公共団体等及び民間事業者による『障害を理由とする差別』を禁止すること」、「差別を解消するための取組について政府全体の方針を示す『基本方針』を作成すること」、「行政機関等ごと、分野ごとに障害を理由とする差別の具体的内容等を示す『対応要領』・『対応指針』を作成すること」と、定めています。

主要な施策

（1）障害を理由とする差別の解消の推進

障害者差別解消法では、国の行政機関や地方公共団体等及び民間事業者による『障害を理由とする差別』を禁止しています。地方公共団体においては『不当な差別的取扱い』の禁止、『障害者への合理的配慮』は法的義務となります。上市町では職員の適切な実施を行うため『障害を理由とする差別の解消の推進に関する上市町対応要領』を平成 29 年 3 月 31 日に制定いたしました。住民に対しては、障害を理由とする差別解消に関する知識の普及と啓発を図るため、町の広報紙、ホームページ及びケーブルテレビ Net3 並びに普及・啓発イベント等を通じて情報を発信し、知識の普及に努めます。

また、同法により地域における障害者差別に関する相談等について情報を共有・協議し、差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うネットワークとして、既存組織である『滑川・中新川障害者地域自立支援協議会』に機能を付加しました。当協議会で情報共有・協議し、紛争の防止等については県協議会とも連携し解決に努めます。

（2）権利擁護の推進

平成 26 年 1 月の障害者権利条約批准に向けて、国内法の整備が進められ、障害者基本法の改正（平成 23 年）から障害者差別解消法の制定（平成 25 年）まで関係法令の制定や改正が相次いで行われました。このうち、障害者差別解消法では、障害を理由とする差別の解消を推進し、社会的障壁の除去等環境整備に努めることが定められており、社会全体で障害のある人の権利利益の保護に対する意識の向上を図っていく必要があります。

富山県では、平成 28 年度から「障害のある人の人権を尊重し県民皆が共いきいきと輝く富山県づくり条例」が施行されています。

これらの制度改革や社会情勢の変化などを踏まえ、上市町においても障害のある人の権利と尊厳を守るための各種施策に取り組んでいきます。

- ① 関係機関・団体等との連携を密にし、障害のある人に対する虐待の未然防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発防止及び虐待防止に向けたシステムの整備に努めます。
- ② 虐待の通報・相談の受付、情報提供を受けられるよう積極的に町が関わっていきます。
- ③ 一般にはまだ十分に周知されておらず理解が不十分であるため、一層の理解促進普及・啓発に取り組みます。
- ④ 上市町社会福祉協議会が本人と契約して行う、日常生活自立支援事業により、判断能力に不安のある人たちに必要な福祉サービスとして、その利用手続きの代行や、利用料の支払いの際の援助と金銭管理などを行います。
- ⑤ 外見からは援助や配慮を必要としていることが分かりづらい人等が着用することにより、援助や配慮を必要としていることを知らせる「ヘルプマーク」の普及啓発に努めます。

3 成年後見制度の普及

施策の基本的方向

国は、成年後見制度が、他の社会福祉制度とともに判断能力の不十分な高齢者や障害者を支える重要な手段でもあるにもかかわらず、十分に利用されていないことから、「成年後見制度の利用促進に関する法律（平成28年5月施行）」を策定しました。この法律において、市町村は国の「成年後見制度利用促進基本計画」を勘案し、成年後見制度の利用促進に関する施策について基本的な計画を定めるよう努めるものとされています。

主要な施策

障害のある人の財産や権利を保護し、自己決定の尊重を図るため、成年後見制度の普及・啓発に努め、制度の適切な利用の促進を図ります。

4 社会参加活動の推進

施策の基本的方向

障害のある人がスポーツや芸術・文化活動など様々な社会活動に参加することは、心身の発達や健康の維持増進だけでなく、人生を豊かでうるおいのあるものとし、日々の生活に喜びや生きがいを見出すなど、生活の質を高めることにもつながります。

障害のある人もない人もともに社会参加できる環境の充実に努めていきます。

主要な施策

(1) スポーツ活動の推進

- ① 障害のある人の利用に配慮した施設環境の整備を進めるとともに、障害者スポーツ活動を促進するため、関係機関・団体と連携し、障害者スポーツへの理解と認識の拡大を図るとともに、グループの育成、スポーツ教室の充実などに取り組みます。
- ② 障害のある人を含め、町民が一体となった参加型の各種スポーツ・レクリエーションの推進をしていきます。
- ③ 障害のある人が安全・安心にスポーツ活動を行うためには、それぞれの障害の特性に応じて適切な指導ができるスポーツ指導者やサポートボランティアなどの確保が不可欠と考えられることから、富山県障害者スポーツ協会の実施する指導者講習会などについて、施設や事業所に周知を図りながら、活発な参加を目指します。
- ④ 障害者スポーツ人口の拡大や競技水準の向上を図るため、スポーツに関する情報提供、各種スポーツ教室の実施、用具の貸与等や、富山県障害者スポーツ大会への参加などを通じて普及促進に努めます。

(2) 文化活動等の振興

- ① 障害のある人のニーズに合った趣味の講座や芸術鑑賞、作品展などの開催、情報提供の充実を図り、文化活動への参加機会の確保・充実に取り組みます。
- ② 文化施設など、誰もが安心して参加できるようバリアフリー化を進めます。
- ③ 障害のある人もない人も、誰でも安心して参加できるよう参加支援を進めていきます。
- ④ 障害者団体による芸術作品展の開催等、障害のある人の主体的な芸術文化活動を支援します。

(3) 社会参加促進事業の推進

- ① 地域生活支援事業を活用して障害のある人の自立と社会参加を支援します。
- ② 身体障害者の自動車改造費を助成し、また、運転免許を取得するために必要な助成を行い、社会参加を促します。

2. 自立と社会参加に向けた基盤づくりとしての教育・育成の充実と雇用・就労の促進

1 障害のある子どもの教育・育成の充実

施策の基本的方向

障害のある子どもの能力や可能性を最大限に伸ばすためには、教育・保健・医療・福祉・労働等各分野との連携のもと、一人ひとりのニーズや障害の特性に応じてきめ細かい支援を行い、乳幼児期から成人期まで一貫して計画的に教育や療育を行うことが重要です。

乳幼児期においては障害の早期発見、早期療育に努めるとともに、障害のある子ども及びその保護者に対して早期からの教育・育成支援を行います。

学齢期においては、特別支援学校や特別支援学級の在籍者、通級による指導を受ける児童・生徒が増加していますが、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応した教育システムの構築のため、特別支援教育を着実に進めていきます。

さらに、学校教育終了後も生涯にわたって主体的、継続的に学習できるよう支援します。

主要な施策

(1) インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進

- ① 障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、本人・保護者に対する十分な情報提供の下、本人・保護者の意見を最大限尊重し、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則として、教育委員会が就学先を決定する仕組みを構築します。
- ② 障害のある子ども・生徒に対し合理的配慮を含む必要な支援を提供します。
- ③ 「連続性のある多様な学びの場」を個別の教育的ニーズに対応して提供します。
- ④ 小・中学校等における発達障害を含む障害のある子ども・生徒への理解の啓発を行います。
- ⑤ 卒業後の就労的自立や地域生活へのスムーズな移行を行うため、関係機関、団体との連携を密に情報共有に努めます。
- ⑥ 家庭や地域社会と連携し、障害のある幼児・児童・生徒と地域との交流及び共同学習の推進に取り組み、お互いの違いを認め合い、尊重し合う心を育てる教育を支援し、地域との共生を図ります。
- ⑦ 通学のために必要な支援体制の整備に努めます。
- ⑧ 身体に障害のある子どもの受け入れのため、トイレや手すり等を設置・改修するなど、校舎の改善を図ります。
- ⑨ スタディ・メイト（特別支援教育支援員）の養成・資質の向上を支援します。

(2) 一貫した教育相談体制の充実と生涯学習の推進

- ① 教育相談体制を充実させるため関係機関、団体等と連携し、最も適切な教育機関・教育内容に関する情報を提供できる体制の構築に努めます。
- ② 町内の各地区公民館で実施している公民館講座や公民館活動などへの参加を支援していきます。
- ③ 手話通訳者、要約筆記者の派遣に係る費用を町が負担し、聴覚障害者の学習活動を支援します。

(3) 地域療育体制の整備

- ① 乳幼児健診などにより、障害の早期対応を目指し、医療・福祉・保健サービス実施機関と連携します。
- ② 医療的ケア児等に対する医療、福祉、保健等の関係機関による支援体制の構築を図ります。
- ③ 医療的ケア児等の支援について関連分野との調整を総合的に行うコーディネーターの配置の促進に努めます。
- ④ 保育所での受け入れ可能な障害のある子どもの入園を支援するとともに関係機関、団体との連携を通じて情報提供や事例検討会を行い、保育所の資質向上を図ります。
- ⑤ 保護者が早期から継続して、療育や教育相談等の助言・指導を受けられるよう地域の相談支援体制の整備に努めます。

2 雇用・就労の促進

施策の基本的方向

障害のある人が、経済的に自立し地域で質の高い生活を営むためには、就労する（働く）ことが重要であり、社会活動への参加や自己実現にもつながります。働く意欲のある障害のある人が、その適応に応じて能力を発揮することができるよう、雇用・就労の促進のための支援が必要です。

このため、障害のある人の就労の場の確保に向けて、ハローワークをはじめ、障害者雇用事業所などと連携し、事業所に対する障害者雇用促進のための啓発・広報活動を推進する必要があります。

就労の促進については、「労働施策総合推進法」「職業安定法」「障害者の雇用の促進等に関する法律」等に基づいて、障害のある人に対する職業訓練や事業主に対する助成、職場定着までの相談・指導等の様々な取組を、国が主体となって実施しています。なかでも、障害者雇用促進法で定められている障害者雇用率制度等が大きく寄与し、事業主の認識と理解が徐々に深まりつつありますが、依然として、障害のある人の雇用情勢は厳しい現状です。

社会参加や就労の意欲を持つ障害のある人が、それぞれの能力に応じて参加（就労）の機会を選択して自立していけるよう労働基準監督署やハローワークなどの関係機関、関係団体と連携し、雇用啓発活動を推進します。また、町内の民間企業に対して国の各種助成制度や県が実施する社会適応訓練事業などの周知を図り、障害者雇用に関する情報提供に努めます。

主要な施策

(1) 障害のある人の雇用促進

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、民間企業や官公庁を問わず、障害のある人がその能力に適合する職業に就くことを促進するため、事業主は法定雇用率以上の障害のある人を雇用しなければならないと定めています。

平成 30 年 4 月から法定雇用率の算定基礎に精神障害者が加えられたこと、令和 3 年 3 月から法定雇用率が引き上げられたことをふまえ、企業等へ雇用の拡充について理解と協力を求めている、この雇用率が守られるよう普及・啓発に努めます。

- ① 身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病など、それぞれの障害特性に応じた就労支援をきめ細かく実施するため、障害のある人の就労支援機関や医療機関、発達障害者支援センター、難病相談・支援センターなどの連携を強化します。
- ② 富山県知的・精神障害者雇用奨励金や障害者雇用納付金制度に基づく各種助成金、税制上の優遇措置等の周知と活用の促進について自立支援協議会を通じて意見交換及び情報共有を行い、周知と活用の促進を図ります。
- ③ 一般就労への移行を促進するため、民間企業等において短期の職場実習を行う「障害者チャレンジトレーニング事業」を推進します。
- ④ 町の発注において、障害のある人を多数雇用する事業所や障害者就労施設等に対する優先調達を実施し、障害のある人の雇用の機会の提供を支援します。
- ⑤ 障害のある人の能力や障害の特性に応じた多様な雇用・就業形態がとれるよう、短時間勤務や IT の活用などによる在宅勤務などについて事業主の理解の促進に努めます。
- ⑥ 高等部生徒が卒業後、社会と仕事に対する理解を深め、スムーズな地域移行ができるよう、町における職場体験の受け入れを実施します。
- ⑦ 改正障害者雇用促進法（平成 28 年 4 月施行）で規定された、雇用分野における障害者に対する差別禁止及び障害者が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）について、企業の理解が促進されるよう周知を図ります。

(2) 福祉的就労の充実

心身の就労リスクが大きく一般就労が困難な障害のある人に対して、自立のための生活訓練の場として通所授産施設や小規模作業所等の施設は重要な役割を担っていました。

上市町では、昭和 55 年 7 月に手をつなぐ親の会が「和成苑」（現 さつき苑）を開設、平成 8 年 4 月には身体障害者小規模作業所「上市町福祉作業所ワークハウス劔」が開設、また精神障害者共同作業所「むつみの里」が平成元年 8 月から開設され活動してまいりました。

現在は、それぞれの施設が障害者総合支援法における新体系施設へと移行し、就労継続支援の指定事業所として、地域で暮らす障害のある人々の働く場、活動の場、そして社会参加の場となっています。

- ① 一般企業等での就労を希望する障害のある人に対して、就労に必要な知識や能力の向上を図るための訓練を行う就労移行支援の提供を実施します。一般就労等への移行に向け、事業所内や企業における作業や実習、適性に合った職場探し、就労後の職場定着のための活動を行う事業所と

連携し、一般就労につながるよう支援していきます。

- ② 一般企業での就労が困難な人を雇用し、その職業遂行を支援し、障害のある人の職業能力の向上を図る就労継続支援の提供を実施します。障害の状況やニーズにあったサービスが提供され、障害のある人の福祉的就労の場を確保します。

- ③ 上市町の福祉事業所（令和2年1月1日現在）

事業所名称	作業内容	定員	指定年月日
プレジャーワーク富山 (就労継続支援 A 型事業所) (就労継続支援 B 型事業所)	農業	20 人	H23.4.1
ワークハウス剣 (就労継続支援 B 型事業所)	パン・シフォンケーキ等の製造 手工芸品、日用雑貨	20 人	H18.10.1
さつき苑 (就労継続支援 B 型事業所) (生活介護)	請負作業、手工芸品、入浴雑貨	38 人	H19.4.1
であい工房 交流サロン amie (アミ) (就労継続支援 B 型事業所)	請負作業、焼菓子製造 日用雑貨、ぼかし肥製造等 喫茶・軽食、自主製品販売	33 人	H19.4.1
工房よつば (就労継続支援 B 型事業所)	請負作業、入浴雑貨 農作物販売、手工芸品	20 人	H24.4.1

3. 地域での自立した生活を支援する福祉・保健・医療の充実

1 相談支援体制の整備促進

施策の基本的方向

障害のある人が自立した生活を過ごすため、そのすべてのライフステージを通じて、きめ細かいサービスを提供するには、障害のある人やその家族が日常生活上の様々な問題に対し、いつでも気軽に相談できる体制や福祉関係制度等の情報が必要となきにすぐ入手することのできる情報提供体制を整備する必要があります。

特に、平成 24 年度から支給決定の前にサービス等利用計画案を作成し、支給決定の参考とするよう見直しされるとともに、サービス等利用計画作成の対象者が大幅に拡大されるなど、障害（児）者に対する相談支援の体系が大きく変わったことに適切に対応していく体制を整えることが必要です。

また、精神障害、発達障害、高次脳機能障害、難病、医療的ケアなど、障害の特性や障害のある人の状態、複合的な悩み等に応じて適切な相談支援が提供できるよう、関係機関や専門機関が連携した相談支援体制に充実に努めます。

主要な施策

(1) 地域における相談支援体制の充実

- ① 滑川・中新川障害者地域自立支援協議会を中心とした相談支援体制の一層の充実・強化を図り、障害のある人からの相談対応、情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等を行います。
- ② 町内の相談支援事業所との連携を密に行い、相談支援体制の充実に努めます。
- ③ 自発的活動支援事業を行い、同じ障害をもつ仲間による相談活動（ピアカウンセリング）を支援します。
- ④ 上市町社会福祉協議会が本人と契約して行う、日常生活自立支援事業により、判断能力に不安のある人たちに必要な福祉サービスとして、その利用手続きの代行や、利用料の支払いの際の援助と金銭管理などを行います。
- ⑤ 障害のある人の身近な問題について様々な相談に応じ、必要な指導等を行うために、身体障害者相談員として身体障害者の中から 5 人、知的障害者相談員として知的障害者の保護者の中から 2 人を委嘱し、福祉関係機関の業務に対する協力や地域活動の中心的役割を担うことを業務とし、研修等を通じて充実に図ります。
- ⑥ 上市町の障害者相談員の人数

身体障害者相談員	区分	視覚	聴覚	肢体	内部	計
	人数	0人	0人	3人	2人	5人
知的障害者相談員	人数	2人				2人

(2) 専門的な相談支援体制の充実

上市町保健福祉総合センターでは、町福祉課（社会福祉班・児童班・保健班）、地域包括支援センター、社会福祉協議会（ホームヘルパーステーション）等の保健・福祉の機能を本施設に集約し、各種相談に応じ、必要があるときには各セクションと連携・調整を図り、各サービスの提供に努めています。

相談窓口

機関名		内容	所在地
上市町福祉課	社会福祉班	障害者手帳、障害福祉サービスに関すること、虐待通報など	上市町湯上野 1176 Tel076-472-1111
	保健センター	健康診断、健康増進事業、保健等に関することなど	
	地域包括支援センター	介護保険、在宅福祉、介護予防に関することなど	
上市町社会福祉協議会（※1）		ボランティア、法律、結婚、介護、ヘルパーに関することなど	上市町湯上野 1176 Tel076-473-9300
新川会地域生活相談室（四ツ葉園内）		障害福祉に関する情報提供、制度の利用、サービスに関する相談など	上市町稗田 1-32 Tel076-472-1118
地域生活支援センター自然房			上市町柳町 23 Tel076-473-1644
富山県中部厚生センター（※2）		難病、精神科疾患、ひきこもりに関することなど	上市町横法音寺 40 Tel076-472-1234
富山県障害者相談センター		身体障害者の相談・身体障害者手帳に関すること 知的障害者の相談・療育手帳に関すること	富山市下飯野 36 （県リハビリテーション病院・子ども支援センター内） Tel076-438-5560
富山県発達障害者支援センター「ほっぷ」		発達障害に関すること	同上 Tel076-438-8415
富山県高次脳機能障害支援センター		高次脳機能障害に関する相談など	富山市下飯野 36 （県リハビリテーション病院・子ども支援センター内） Tel076-438-2233
富山県社会福祉協議会	福祉総合相談センター	子どもからお年寄りの悩み事や心配事などの総合相談	富山市安住町 5-21 （サンシップとやま内） Tel076-441-4110
	難病相談・支援センター	難病に関する相談など	同上 Tel076-432-6577
	若年性認知症相談・支援センター	若年性認知症に関する相談など	同上 Tel076-432-7501

	障害者権利擁護センター	障害者虐待防止に関する相談 (24 時間対応)	同上 TEL076-432-2950
	東部生活自立支援センター	生活困窮者の相談	魚津市新宿 10-7 TEL0765-24-2255
富山児童相談所		子どもの発育・発達、性格や行動 に関する事など	富山市東石金町 4-52 TEL076-423-4000
滑川公共職業安定所 (ハローワーク滑川)		障害のある人の職業相談など	滑川市辰野 11-6 TEL076-475-0324
富山障害者職業センター		障害のある人の職業相談や職業リ ハビリテーションなど	富山市桜橋通り 1-18 TEL076-413-5515
富山障害者就業・生活支援センター		ハローワークや就業センターとの連 携による就職相談など	富山市坂本 3110 (セーナー苑内) TEL076-467-5093
富山県障害福祉課相談室		障害を理由とする差別に関する相 談 (差別解消法)	富山市新総曲輪 1-7 (富山県庁本館 1 階) TEL076-444-3959
富山県心の健康センター		精神的な病気、社会復帰相談に 関することや摂食障害、アルコール 依存症に関する事など	富山市蛭川 459-1 TEL076-428-1511
富山県ひきこもり地域支援センター		ひきこもり本人及びその家族等の支 援に関する事	富山市蛭川 459- 1 (富山県心の健康センター内) TEL076-428-0616
富山県依存症相談支援センター		依存症の相談対応や研修会、家 族教室等による支援に関する事	富山市蛭川 459- 1 (富山県心の健康センター内) TEL076-461-3957
性暴力被害ワンストップ支援センターとやま		性暴力被害者へ被害直後から中 長期にわたる総合的な支援に関す ること	TEL076-471-7879 または # 8891

(※ 1) 上市町社会福祉協議会で行っている相談業務

相談種別	相談日・時間	相談員	相談内容
法律相談 (予約制)	毎月第2火曜日 9:00~11:00	弁護士	相続相談、扶養、土地家屋、金銭貸借、賠償問題に関する相談
結婚相談	毎月第2・4火曜日 13:00~16:00	結婚相談員	結婚に関する相談
介護相談	月曜日~金曜日 8:30~17:15	介護支援専門員 社会福祉士	福祉サービスの利用、介護の仕方、介護用品などの相談
心配ごと 悩みごと相談	毎月第3水曜日 13:00~15:00	民生児童委員 中部厚生センター相談員	日常生活に関する心配、悩みごとに関する相談
生活福祉資金 貸付相談	月曜日~金曜日 8:30~17:15	常勤職員 社会福祉士	生活福祉資金に関する相談
生活就労相談 (県東部生活自立支援センターと連携)	月1回(随時) 10:00~11:30	相談支援員 就労支援員	自立相談支援、就労支援、家計相談
ボランティア相談	月曜日~金曜日 8:30~17:15	ボランティア コーディネーター	ボランティアに関する相談
常設相談	月曜日~金曜日 8:30~17:15	社会福祉士 常勤職員	日常生活に関する心配、悩みごとに関する相談

(※ 2) 富山県中部厚生センターで行っている相談業務

相談種別	相談日・時間	相談員	相談内容
精神科医師による無料相談	毎月第2水曜日 13:30~14:30 (事前予約要)	精神科医師	・ひきこもりに関する相談 ・統合失調症の治療や社会復帰に関する相談
保健師による面接相談・電話相談	月曜日~金曜日 8:30~17:00 (休日、祝祭日、年末年始を除く)	保健師	・不安症、強迫性障害に関する相談 ・気分障害に関する相談 ・ストレス、うつ症状に関する相談 ・アルコール依存症などの依存症に関する相談 ・認知症、もの忘れに関する相談 ・その他、不眠が続く等不調に関する相談など

その他各種相談

相談種別	相談日	相談場所
年金相談	毎月第4火曜日	働く婦人の家
人権・行政相談	毎月第2水曜日	保健福祉総合センター 1階
子育て相談	毎週水・木曜日	こどもの城
消費生活相談	毎週月・火・木・金曜日	役場町民課

2 地域生活を支援するサービスの充実

施策の基本的方向

障害のある人や子どもが住み慣れた地域で自立し、安心して日常生活や社会生活を送ることができるよう、障害者総合支援法等に基づき、ホームヘルプサービスなどの訪問系サービスや日中活動の場（生活介護、地活センターなど）として日中活動系サービスの一層の充実に努めるとともに、グループホームの整備など地域での住まいの場の確保を図ります。

年齢や障害の有無に関わらず、高齢者、障害のある人、子どもなど、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる地域共生社会の実現に取り組んでおり、富山型の地域生活支援サービスの充実にも取り組んでいきます。

さらに、従来、障害者施策の対象に十分位置づけてこられなかった発達障害や高次脳機能障害などの多様な障害について、正しい知識の普及や障害特性を踏まえた専門的な相談・支援体制に努めるなど適切な対応を図ります。

なお、こうした取組を行うにあたっては、人材や財源及び制度を有効に活用しサービスの重点化や効率化に留意します。

障害のある人に関する各種サービスは、年齢、障害の種類、障害の程度などによりそれぞれ異なるため、適切なサービスを認識してもらうためには的確な情報提供に努める必要があります。

主要な施策

(1) 情報提供への具体的な取組

- ① 窓口障害に関するパンフレットを備え啓発に努めます。
- ② 視覚や聴覚などの障害状況に応じた情報提供手段の整備・充実に努めます。
- ③ 「障害者福祉のしおり」の内容充実に努めます。
- ④ 町の広報誌、ホームページ及びケーブルテレビNet3を一層活用し、行政情報、福祉情報の浸透に努めます。

(2) サービス内容

国において定められた、障害者総合支援法における障害福祉サービスや地域生活支援事業の各種サービスの提供とともに、県や町独自で提供しているサービスの内容は以下のとおりです。

① 障害者手帳の交付

身体障害者には身体障害者手帳、知的障害者には療育手帳、精神障害者には精神障害者保健福祉手帳をそれぞれ交付しています。

これらの手帳は、税の優遇、公共交通機関の割引、医療費の助成、施設の入所・通所など、各種の相談や支援を受けやすくするためのものです。

② 障害福祉サービス費の給付

居宅介護（ホームヘルプ）や生活介護などの介護給付費、自立訓練や就労継続支援などの訓練等給付費を給付することにより、在宅生活等の支援を行っています。

③ 生活福祉資金の貸付

上市町社会福祉協議会が実施している事業で、障害者世帯や低所得世帯、高齢者世帯等が、生活の維持のためなどに必要な場合、資金を低利又は無利子で貸し付ける制度です。

④ 重度心身障害者等医療費助成

上市町と富山県が、障害のある方々の経済的負担の軽減を図るため、保険診療の医療費の内、自己負担金又は一部負担金を助成する制度です。具体的には、65歳未満の重度心身障害者には自己負担金の全額を、後期高齢者医療保険制度に加入する65歳以上の重・中度心身障害者には一部負担金の額を、65歳から70歳未満で後期高齢者医療保険制度の適用を受けない程度の障害のある人に自己負担金の一部をそれぞれ助成します。

⑤ 自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）

児童福祉法に基づく身体障害児に対する育成医療、身体障害者福祉法に基づく身体障害者に対する更生医療及び精神保健福祉法に基づく精神障害者等に対する精神通院医療について公費給付を行っています。

⑥ 心身障害者扶養共済制度

障害のある人の保護者が掛金を納め、保護者が万が一死亡又は重度障害となった場合に、残された障害のある人に生涯を通じて年金を支給することで生活の安定を図ります。

⑦ 年金や手当の給付

障害者（児）の手当としては、特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく特別障害者手当、障害児福祉手当及び特別児童扶養手当と町単独事業の心身障害者年金を給付し、障害のある人や障害者世帯の支援を行っています。

⑧ 各種手当・年金の受給状況（令和2年4月1日現在）

手当名	受給対象者	手当月額	受給者数
特別障害者手当	重度の障害により、常に介護を必要とする 20歳以上の在宅の人	27,350円/月	7人
障害児福祉手当	重度の障害により、常に介護を必要とする 20歳未満の在宅の人	14,880円/月	12人
特別児童扶養手当	障害により、介護を必要とする20歳未満 の人を養育している父・母又は養育者	1級（重度） 52,500円/月 2級（中度） 34,970円/月	20人 12人
心身障害者年金	身体障害者手帳1級・療育手帳A 精神保健福祉手帳1級のいずれかを所 持している人	1,000円/月	322人

⑨ 在宅要介護高齢者等寝具丸洗い・消毒乾燥サービス事業

肢体不自由の身体障害者（児）のうち、寝たきり等、最重度の人を対象として年 2 回ふとんの乾燥・消毒を実施しています。

⑩ おむつ購入券の交付（助成）

介護者の負担を軽減するため、在宅の寝たきりであって常時おむつを必要とする人、身体障害者手帳の肢体不自由 1・2 級所持者に対し、月額 2,500 円（年額 30,000 円分）のおむつ購入助成をしています。

⑪ 福祉タクシー券の交付（助成）

1 級又は 2 級の下肢・体幹・視覚のいずれかの身体障害者手帳所持者、療育手帳 A の所持者、精神障害者保健福祉手帳の 1 級を所持する方に対し、生活範囲の拡大と積極的な社会参加の促進を目的として、年 1 回 8,000 円分のタクシー利用券の交付を行っています。

⑫ 補装具の交付・修理

身体障害者や知的障害者の身体の機能障害を補う必要のある場合に、主に車いす、補聴器、装具、義肢などの補装具の交付又は修理を行っています。

⑬ 障害者家族への支援

短期入所や日中一時支援事業、障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス）、重症心身障害児（者）レスパイトサービス事業などの促進により介護者の負担軽減に努めます。

⑭ 在宅重度障害者の住宅改修費用の助成

重度の障害のある人の在宅生活を支援するため、視覚に障害のある方や肢体不自由の方が、家の中の段差をなくし、浴室やトイレを使いやすくするため、手すりを設置するなどの住宅のバリアフリー化に対する助成を行います。

⑮ 住宅改修費用の助成

日常生活を営むのに著しく支障のある住宅において、重度の身体障害者（児）の方が、段差解消、手すりの取付け、床段差の解消、滑り防止及び移動を円滑にするための床材の変更、引戸への扉の取替え、洋式便器への取替えなど住環境の改善を行う場合に住宅改修費を助成します。

⑯ 町営住宅の優先入居と家賃減額

障害を有する方がいる世帯に対し、町営住宅への優先入居や家賃減額を行い、障害者向けの住宅の確保に努めます。

⑰ 福祉機器・各種障害関係制度の普及促進等

障害基礎年金等の公的年金制度、特別障害者手当等の各種手当制度、障害者の医療費助成制度、公費負担医療（自立支援医療）制度、税制面の各種減免措置、生活福祉資金の貸付制度、富山県心身障害者扶養共済制度などの周知に努めます。

3 多様な障害に対する対応

主要な施策

(1) 発達障害

発達障害児（者）及びその家族を総合的に支援するため、発達障害者支援センターと連携しながら各種相談に応じ、療育支援や就労支援、普及・啓発を行い、支援体制を整えます。

また、乳幼児健診や発達相談等を通じて早期発見早期療育につなげます。

(2) 高次脳機能障害

高次脳機能障害支援センター等の関係機関と連携をとりあい、高次脳機能障害（児）者を支援するための支援体制を整えます。

(3) 難病

難病患者に対し、障害福祉サービスの制度やその利用について普及・啓発に努めます。

(4) 医療的ケア

医療的ケア児（者）及びその家族を総合的に支援できる環境体制を整えます。

(5) その他の障害

制度に位置づけられていない様々な障害についてはその都度適切な対応を検討していきます。

4 障害者施設の整備の方向と施設機能の充実・活用

施策の基本的方向

これまで、施設に入所している障害のある人の地域への移行を支援してきた結果、県内の施設入所者数は減少してきました。これからも、地域生活を希望する障害のある人が地域で安心して生活できるよう、相談支援体制をはじめ、障害福祉サービス、ボランティア活動の充実を図る必要があります。

富山県では施設整備の基本的方向として、地域の実情を踏まえて真に必要なものに限定して整備をすることとし、日中活動の場と住まいの場の整備を促進することとしています。

また、施設入所者の生活の質の向上を図るため、施設の小規模化・個室化を推進し、介護機器などの福祉用具の導入による施設の設備機能の向上に努めます。

障害の重度化、障害のある人の高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ対応など）に地域支援機能（地域の体制づくりの支援など）を集約・付加した拠点（地域生活支援拠点）整備を推進します。

5 質の高いサービスの提供

施策の基本的方向

福祉ニーズの多様化に対応し、障害のある人に質の高い福祉サービスを提供するためには、サービス提供事業者・施設がサービスの質の向上に努めるとともに、担い手である福祉人材の養成・確保や資質の向上を図る必要があります。

このため、県の研修や指導監査、事業所の自己評価のほか、事業所や関係団体もメンバーとなっている滑川・中新川障害者地域自立支援協議会での意見交換や情報交換を通じてその資質の向上を図ります。

障害のある人に対する処遇が適切になされるようサービスに対する苦情解決体制の提供を図ります。

主要な施策

(1) サービスの質の向上

障害福祉サービスに関するニーズの把握に努めるとともに、利用するサービスを選択しやすいよう、適切な情報提供に努めます。

また、第三者機関による客観的な評価の実施を確保し、サービスの質の向上を図ります。

(2) 福祉を担う人づくり

① 専門職の確保と養成

障害のある人の支援は、それぞれの障害に対する専門的な知識を持っている人が対応する必要があります。今後、多くの専門職が必要となることから、その養成と確保に努めます。

② 専門職員の資質の向上

保健・医療・福祉事業従事者の連携を図り、障害の原因となる疾病等の予防から福祉施策まで適切に提供できる体制を整備するため、専門職員の資質の向上を図ります。

③ 有資格者の採用

サービスの質の確保を図るために、社会福祉士、精神保健福祉士、手話通訳士などの有資格者を採用するように要望していきます。

④ 身体障害者相談員等の充実

障害のある人の相談に応じ、必要な指導等を行うために、身体障害者相談員を5人、知的障害者相談員を2人委嘱していますが、その機能を十分果たすことができるよう、研修等を通じて充実を図ります。

⑤ 民生委員・児童委員などの障害理解教育

地域で福祉活動に携わる民生委員・児童委員などに、障害についての理解を深めてもらい、日々の福祉活動を通じて、地域に広めてもらうことにより、ノーマライゼーション理念の浸透を図ります。

6 保健・医療施策の充実

施策の基本的方向

先行的な障害については、障害をできるだけ早期に発見し、乳幼児期に必要な治療と指導訓練を行うことによって障害の軽減と基本的な生活能力の向上を図り、将来の社会参加につなげていかなければなりません。そのため、厚生センターや医療機関と連携し、乳幼児健康診査、1歳6か月健診、3歳児健診等により疾病や異常の早期発見に努め、障害のある子どもの保護者に対する指導体制を整備する必要があります。

また、後天的な障害の発生については、脳卒中、心臓疾患、骨折等に起因することが多く、その原因となる高血圧症、高脂血症、心疾患等の生活習慣病予防のための健康教育、健康相談、健康診査などを実施していきます。市民の自発的な健康づくりへの取組の促進、保健サービスの充実、日常の生活改善を図るための生活習慣改善指導並びに健康診査、健康教育等の一層の充実を図っていく必要があります。

このほか、在宅医療の体制整備の推進、医学的リハビリテーション・健康診査・健康相談の充実、医療提供体制の整備、人材確保と資質の向上などの施策を進めていきます。

主要な施策

(1) 障害の予防・早期発見

子どもから高齢者まですべての人が生涯にわたり健康で生活していくためには、各自が日頃から健康保持に関心を持つとともに、疾病や障害の早期発見・治療がとても重要です。

特に、乳幼児期の障害については、必要な治療と指導訓練をいち早く行うことによって、障害の軽減と基本的な生活能力の向上、将来の社会参加への期待も高まります。

一方、高齢化の進行に伴い、高齢期での障害発生率が増加していますが、中でも特に、脳卒中、心臓疾患、骨折等に起因することが多く、その原因となる高血圧症、高脂血症、心疾患等の生活習慣病の予防が重要視されています。加えて、現代社会ではストレスが多いといわれており、うつ病に代表する心の病は珍しいものではなく、自殺対策も大きな課題です。

日常の生活改善を図るための生活習慣改善指導や健康診査とともに健康相談や教育等の一層の充実を図っていく必要があります。

(2) 保健・医療体制の充実

① 障害の早期発見・早期治療の推進など

ア 次世代育成支援地域行動計画に基づき、思春期、妊娠中や出産後、乳幼児を対象とした健康診査と事後指導、予防接種などの保健事業を充実するとともに、医療・福祉・教育との連携による子育て支援体制の充実に努めます。このため、妊婦や乳幼児の健康診査、訪問指導、保健相談等を推進します。

イ 健康づくり推進計画に基づき、健康相談、健康教育、健康診査、訪問指導などの健康増進事業を充実し、健康づくりの取組を推進します。

ウ 関連機関との連携のもとに、障害の発生予防、早期療育体制、精神保健、難病対策などの保健サービスの充実を図ります。

エ 健康診査結果のデータベースの活用、健康相談・教育の実施、特定保健指導など、一人ひとりに応じたきめ細やかな保健事業の推進を図ります。

② 健康管理・増進施策の充実

ア 療養、看護、機能訓練などを必要とする人に対して、保健師、理学療法士、看護師等が各家庭を訪問し、指導援助を行っていますが、この訪問指導事業を一層充実します。

イ ヘルスボランティア、食生活改善推進員、母子保健推進員などの育成に努めます。

母子保健対策	
妊産婦や乳幼児の健康状況を的確に把握し、必要な保健指導や健康診査を行うとともに母子保健に関する正しい知識と育児情報を提供しています。	
① 妊産婦健康診査	妊婦の定期健康診査により、妊婦の健康管理や異常の早期発見を行い、健やかな出産を迎えられるよう、医療機関と連携し、健康診査を実施します。母子健康手帳交付時に受診票を交付します。
② 乳児一般健康診査	乳児の健康の保持及び増進に努め、異常を早期発見して医療機関と連携しながら適切な処置を図っています。
③ 乳幼児健康診査	4か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査を実施し、乳幼児の健康状況の確認と母子保健や育児に関する情報提供を行っています。
④ 子育て支援事業	親が子育てに生きがいと楽しさを感じ、親自らが子どもとともに成長し、子育ての問題を解決していくための支援を行うことを目的に、家庭訪問、育児講座、育児相談を実施しています。
⑤ 乳幼児発達クリニック（実施：中部厚生センター）	身体発育、運動発達、言語、情緒において、経過観察が必要と思われる乳幼児及び母親を対象に健康相談を実施し母子の健全育成を図っています。
⑥ 障害児発達相談会	幼児の健康診査等において発達障害の疑い又はその可能性があると思われる児を対象に療育相談を行い、幼児の健全育成を図っています。
成人保健対策	
① 保健指導	特定健康診査の結果「要指導」と判定された中で、生活改善が必要な人に対して、特定保健指導及び訪問指導を行っています。
② がん検診	がん検診を実施し、がんの早期発見と正しい健康意識の普及・啓発、健康の保持及び増進を図っています。

訪問看護
医師の指示に基づいて、在宅で寝たきりの人や難病性疾患、末期癌患者、精神疾患等に対し看護師等が訪問し、介護に重点を置いた看護サービスの提供を行っています。
精神科救急情報センター（実施：富山県）
24 時間体制で緊急の精神科医療相談を受付けます。

（3）リハビリテーション提供体制の充実

障害のある人に対しては、適切な医療、医学的リハビリテーションを提供し、障害の軽減を図ると同時に、障害の重度化や二次障害の防止を図ることも必要です。そのためには、基幹的な地域医療の拠点であるかみいち総合病院や各医療機関と連携しながら、疾病予防・治療・リハビリテーションの一貫した医療サービスの提供体制の整備に努めるとともに、精神的支援を行う相談体制や在宅医療サービスの実施体制の充実を図らねばなりません。

また、高齢社会を迎え、生活習慣病の増加など疾病構造が変化し、医療需要はますます増加、多様化することが予想されます。保健・福祉のネットワーク作りを推進し、在宅医療の展開など地域に密着した医療体制づくりをさらに推進していくことが求められています。

- ① 心の健康づくりのため、相談体制の充実を図ります。特に、うつ病対策を中心とした自殺予防対策を講じていきます。さらに、地域包括支援センターで実施している高齢者のうつ対策、閉じこもり、認知症のケアについての相談の充実を努めます。
- ② 厚生センター、保健福祉総合センター、医療機関との連携により、精神疾患の早期発見に努めるとともに、適切な対応に努めます。

精神科デイケア
リハビリテーションの一つで、病気の再発・再入院の予防、社会参加の促進を図ります。
訪問リハビリテーション
主治医の依頼により理学療法士等が訪問し、在宅でのリハビリテーションを行っています。
富山圏域地域リハビリテーション広域支援センターの指定 （かみいち総合病院）
富山圏域の厚生センターと一体的に、地域の医療機関や介護老人保健施設、居宅介護支援事業者等のリハビリ実施機関や市町村に技術的支援や情報交換を行うことにより、各機関や関係者が有機的にかつ組織的に活動できる体制づくりを目的としています。
リハビリテーション実施機関への支援（相談窓口の設置：住宅改修や福祉用具の相談支援）、リハビリ従事者への支援・研修会の開催などを行っています。
① 障害のある人が地域で個々のニーズに応じた適切な機能回復・維持訓練を受けることができる体制の整備を進めるとともに、福祉・医療関係機関が連携して、地域リハビリテーション機能の強化を図ります。
② 保健サービス、医療サービス、在宅ケア並びにリハビリテーション等の介護を含む福祉サービスを

関係者の連携・協力のもと、地域住民のニーズに応じて一体的・体系的に提供する地域包括ケアの充実に努めます。

- ③ 重度心身障害者等に対する医療費助成制度を継続して実施し、経済的負担の軽減を図ります。

(4) 精神保健・医療施策の推進

障害者自立支援法（現：障害者総合支援法）の施行により、精神保健医療施策は、「入院から地域生活への移行」という流れの中、3 障害の制度格差が解消され、精神障害者も共通の福祉サービスを受けられるようになりました。

しかし、制度上、地域移行を目指すことが示されても、その受け皿となる施設整備とともに、関係機関や地域住民の連携による総合的な取組がなされなければその実現のハードルを下げることはできません。障害があっても地域社会で自立した生活を送り、社会参加ができるようハード・ソフト両面の体制整備の推進が必要です。

かみいち総合病院 神経精神科
多様な精神疾患を診療しており、精神科医師による睡眠薬や精神安定剤を用いた薬物治療、看護師による訪問看護、臨床心理士によるカウンセリングなどの精神療法、精神保健福祉士による家族面接・医療相談なども含めた多職種による診療体制を目指します。精神科医師の判断のもと、病気の重さや緊急度により、速やかで確実な回復のために入院診療を行うことができます。また、総合病院にある神経精神科として、他科で診療している方の心の健康相談を行うことや、地域の神経精神科として中部厚生センターなどの地域精神保健活動にも参加しています。
自殺対策強化事業
自殺対策強化の一環として、平成 22 年度から、自殺や精神疾患についての正しい知識の普及、身近な相談機関一覧の配布や各関係機関との連携強化、また、自殺の危険性の高い人の早期発見、早期対応を図るため、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる「ゲートキーパー（門番）」の役割を担う人材養成などに取り組んでいます。
地域精神保健福祉推進協議会（中部厚生センター）
地域住民の精神保健福祉に関する知識の普及・啓発に努めるとともに、精神障害者等の自立と社会復帰に対する理解と関心を深め、その支援・促進のための基盤づくりを図るほか、地域住民の精神的健康の保持・増進に寄与することを目的として活動しています。 バーベキューやレクリエーション活動を通して、地域の方々とふれあう場を設け、研修会（公開講座）などを実施しています。
認知症高齢者等支援
認知症の早期診断、早期対応のため、認知症初期集中支援チームを設置し、早期に包括的・集中的な支援を行い、必要なサービス提供等につなげ、認知症地域支援推進員と関係を取り、地域の実態に応じた認知症施策を推進します。 また、かみいち総合病院と連携を取りながら進めています。
相談支援事業
地域生活支援センター自然房において、精神障害者を主たる対象として、地域で生活する上で、直面する問題について相談に応じ、解決のための援助を行っています。

4. 快適で安心して暮らせる生活環境の整備

1 住みよい生活環境の整備

施策の基本的方向

障害のある人が地域社会で豊かに自立した生活を送り、安全かつ快適に外出できるためには、個々に対する福祉サービスの充実だけでなく、建築物、道路、公園、駅等の日常生活に必要な施設のバリアフリー化を推進とともに、障害者一人ひとりに適した移動手段を確保していきます。

そのため、公共建築物や道路などが障害のある人に配慮したものとなるよう、各種の施設バリアフリー化を推進し、障害のある人、高齢者、児童を含めたすべての人が暮らしやすい福祉のまちづくりを進めていきます。

また、富山県民福祉条例に基づき、新築等を行う店舗、宿泊施設等、不特定多数の人が利用する施設の出入口、廊下、エレベーター、トイレ等の整備基準の適合化を図るとともに、既設の建築物についても整備基準に適合するよう設置者に理解と協力を求め、障害のある人等の生活環境の改善を促進し、誰もが快適に暮らせるユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。

【ユニバーサルデザイン】

障害のある人、高齢者、健常者などの区別なく、誰もが分け隔てなく使える、通れる、住めるように、商品、住宅、建築物、公園、街などの設計やデザインを行うということ。

主要な施策

(1) 暮らしやすい住まいの整備

在宅重度障害者住宅改善事業、地域生活支援事業の住宅改修費の助成並びに町営住宅の優先入居と家賃減額によって障害のある人及び障害のある人のいる世帯等の生活環境の改善を進めます。

(2) 人にやさしいまちづくりの整備

- ① 町営住宅の建設や建替の際には、車いす使用者や高齢者などの体が不自由な方へ配慮し、だれでも利用がしやすいように床段差を無くし、移動が容易になるように手すりを設置するなどのバリアフリー化された住居の建設、改善に努めます。
- ② 公共事業の実施やまちづくり計画等の策定にあたって、ユニバーサルデザインが広く導入されるように働きかけます。
- ③ 町有施設に自動ドア、スロープ、エレベーターを設置するなどの改善を進め、バリアフリー化を進めます。
- ④ 障害者等の利用に配慮した建築物の整備等を推進します。
- ⑤ 障害者用駐車スペース等の整備を推進します。

(3) 利用しやすい交通、移動手段の整備

- ① 幅の広い歩道の整備、歩道の段差解消、視覚障害者用誘導ブロックの設置などに取り組みます。
- ② 駅周辺や高齢者、障害のある人などが利用する施設等において、スロープやエレベーター、文字表示版、点字案内版を設置することなどにより、ひとにやさしい、使いやすく安全な歩行空間の整備を促進します。
- ③ 町営バスにリフト等を備え、障害のある人が利用しやすいように改善します。
- ④ 同行援護や行動援護等のサービス提供を進めます。
- ⑤ 身体障害者が自動車を運転するために必要な改造費、運転免許取得費用を助成し、社会参加を促進します。
- ⑥ 精神障害者保健福祉手帳制度における公共交通機関等の割引制度について周知及び適用拡大に向けて関係機関へ働きかけます。
- ⑦ 障害者等用駐車区画の適正利用を促進する「パーキングパーミット制度」を導入し、車椅子を利用するなど移動に配慮が必要な高齢者や障害のある人などが日常生活を円滑に行うことが出来るよう支援します。

(4) ユニバーサルデザインの普及

- ① ユニバーサルデザインに関する情報発信に努めます。
- ② 公共事業の実施やまちづくり計画等の策定にあたって、ユニバーサルデザインが広く導入されるように働きかけます。
- ③ 外見からは援助や配慮を必要としていることが分かりづらい人等が着用することにより、援助や配慮を必要としていることを知らせる「ヘルプマーク」の普及啓発に努めます。

2 安心して暮らせるまちづくりの推進

施策の基本的方向

障害のある人は、災害時において迅速な避難行動が制約される災害弱者であり、こうした要支援者とされる人々を火災や地震などから守るため、リスク管理に基づく機動的な防災体制を確立しておく必要があります。町では地震、洪水あるいは大規模な災害時に備え、「上市町地域防災計画」、「上市町災害時要援護者避難支援計画」を定めています。この計画に基づき、障害のある人もない人も安心して暮らせるよう、防災思想・知識の普及を図るとともに、関係機関との連携・協力体制や避難場所、救護等の体制などの整備を図ることが必要です。

また、防災と並行して、防犯対策や交通安全対策の充実についても推進していきます。

主要な施策

(1) 交通安全対策の充実

交通安全対策について、交通安全アドバイザーの巡回訪問指導や交通指導員による広報事業等により、町民の意識高揚に努めます。

(2) 防災・防犯対策の推進

① 防災・防犯知識の普及・啓発

防災対策に関する知識の普及と啓発を図るため、総合防災訓練を実施するとともに、障害のある人が犯罪に巻き込まれないよう、広報紙、ホームページ等を通じて情報を発信し、防犯知識の普及に努めます。

また、自主防災組織の育成などを通じ、高齢者や障害のある人などの要支援者を地域ぐるみでサポートする意識の醸成を図ります。

② 災害時における町の避難支援体制の構築

町においては、平常時における要支援者支援対策として、避難支援計画の推進、要支援者情報の共有化、要支援者参加型の防災訓練の実施及び広報等に取り組むものとし、その実施にあたっては、総務課（防災担当）及び福祉課（高齢者福祉、障害者福祉等担当）が協同して行うものとしています。

【（避難行動）要支援者名簿】

この名簿は、本人の同意が得られた場合に町内ごとの名簿を区長、自主防災組織の長及び民生委員等で共有するとともに、全体の名簿を町（総務課、福祉課）及び上市町社会福祉協議会において共有し、対象者の把握に資するものとしています。災害が発生した場合や災害が発生するおそれがある場合には、本人の同意の有無にかかわらず、必要に応じ、避難支援等関係者に情報提供を行うものです。

なお、対象者は、在宅者のうち、次の要件に該当する者です。

ア 要介護認定において要介護 3 以上の認定を受けている者

イ 身体障害者手帳 1 級及び 2 級の交付を受けている者

ウ 療育手帳の重度（A）の判定を受けている者

エ 町の在宅ひとり暮らし高齢者台帳に掲載されている者

オ その他、災害時に地域の支援が必要な者で、申し出があった者

(3) 消費者トラブルの防止

滑川・中新川障害者地域自立支援協議会で事例検討などにより情報の共有と意見交換を行い、障害のある人の消費者トラブルを防止するように努めます。

また、障害のある人や障害のある人を支援する者に対する消費者教育を推進し、障害のある人の消費者としての利益の擁護や増進を図られるよう努めます。

3 コミュニケーション支援体制の確立

施策の基本的方向

障害のある人が地域で快適な生活を営むためには、必要な情報に容易に接することができ、円滑に取得できる「アクセシビリティ」が整うとともに、意思決定や意思表示、コミュニケーション支援の手段が確保されていることが必要です。

このため、日常生活や社会生活に必要な情報に容易に接し、円滑に取得できるよう適切な情報提供に努めるとともに、意思疎通の困難な障害のある人のコミュニケーションを支援します。

主要な施策

(1) 情報バリアフリー化の推進

日常生活用具給付事業で障害のある人が情報機器を容易に購入し、利用できるよう支援していきます。

(2) 情報提供の充実

- ① 視覚障害者が必要な情報を得られるよう、県の点字広報及び声の広報を窓口に設置し、情報提供体制を整えます。
- ② 選挙に際して、点字・音声による選挙のお知らせの活用や障害のある人等の代理投票などにより、選挙権の行使が適切に行われるよう情報提供に努めます。

(3) コミュニケーション支援の充実

- ① 手話通訳者・要約筆記者の派遣を富山県聴覚障害者協会に委託して実施している手話通訳者及び要約筆記者の派遣については、コミュニケーション支援事業として引き続き、充実していきます。
- ② 障害のある人が様々な知識や情報を得られるよう、図書館の郵送貸出制度、音訳ボランティアによる広報や録音図書、点字図書の整備に努めます。
また、図書館サービスとして、視覚障害者を対象とした音声読書器の設置、図書館ボランティアによる対面朗読及び録音テープ・CD等の無料貸出しの整備に努めます。
- ③ コミュニケーションの円滑化を図るため、手話、要約筆記、点訳、朗読等の講習会を利用し、手話奉仕員等の育成に努めます。

**第 6 期障害福祉計画
第 2 期障害児福祉計画**

第5章 障害福祉計画及び障害児福祉計画

● 1. 第6期障害福祉計画等の基本的理念

本計画は、すべての国民が障害の有無に関わらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとする障害者基本法の理念を踏まえ、国の基本指針に基づき策定します。

1 障害福祉計画等における国の基本的事項

(1) 障害のある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

障害のある人が積極的に社会参加できる社会を実現するため、障害のある人の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害のある人が必要とする障害福祉サービスやその他の支援を受けつつ、障害のある人の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

(2) 障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施

障害のある人が地域で障害福祉サービスを受けることができるよう、町を実施主体の基本とします。

また、障害福祉サービスの対象となる障害のある人の範囲を、身体障害者、知的障害者及び精神障害者（発達障害者及び高次脳機能障害者を含む。以下同じ。）並びに難病患者等（治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法令施行令で定めるものによる障害の程度が、当該障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける程度である者をいう。以下同じ。）であって18歳以上の者並びに障害のある子どもとし、サービスの充実を図ります。

(3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援などの課題に対応したサービス提供体制の整備

障害のある人の自立支援の観点から、入所等（福祉施設への入所又は病院への入院をいう。以下同じ。）から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障害のある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPOなどによるインフォーマルなサービス（法律や制度に基づかない形で提供されるサービスをいう。）の提供など、地域の社会資源を最大限に活用し、地域での暮らしが継続できるようにサービス提供体制の整備を進めます。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組整備

地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、引き続き、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや、地域の実情に応じた制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組みます。

加えて、相談支援の充実とともに就労支援、居住支援等多様な社会参加に向けた支援、交流や参加の機会を生み出すコーディネート機能及び住民同士の出会い参加の場や居場所の確保機能を備えた支援体制の整備を進めます。

(5) 障害のある子どもの健やかな育成のための発達支援

障害のある子どものライフステージに沿って地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。さらに、障害のある子どもが障害児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障害の有無に関わらず、すべての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進していきます。

加えて、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児（以下「医療的ケア児」という。）が保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築します。

(6) 障害福祉人材の確保

障害者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障害福祉に関する事業を実施していくには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保していく必要があります。そのためには、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等、関係者と協力して取り組みます。

(7) 障害者の社会参加を支える取り組み

障害者の地域における社会参加を促進するために、障害者の多様なニーズを踏まえて支援を進めます。特に、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律を踏まえ、障害者が文化芸術を享受鑑賞し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障害者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。また、読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現のため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備に取り組みます。

2 障害福祉サービスの提供体制に関する基本的考え方

(1) 必要な訪問系サービスの確保

障害のある人が地域で自分らしく安心して暮らしていくことができるよう、必要な訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）を利用できるようにします。

(2) 希望する人への日中活動系サービスの確保

障害のある人一人ひとりのニーズに応じ、希望する障害のある人が地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、必要な日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、短期入所、療養介護）を利用できるようにします。

(3) グループホームなどを充実して施設入所から地域生活への移行の推進

地域における居住の場として共同生活援助（グループホーム）や日常の生活能力の向上のための自立訓練事業などの日中活動など地域で生活するための支援を充実させ、福祉施設への入所や精神病院の入院から地域への移行を進めていきます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行などの推進

就労移行支援事業及び就労定着支援事業などの推進により、障害のある人の福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、定着を推進します。

(5) 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者への支援体制の充実

強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者に対して、障害福祉サービス等において適切な支援が出来るよう、人材育成等を通じて支援体制の整備を進めます。

(6) 依存症の対策の推進

アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策について、依存症に対する誤解及び偏見を解消するため関係職員への研修実施及び幅広い普及啓発、相談機関及び医療機関の周知及び整備並びに自助グループ等の当事者団体を活用した回復支援が重要であり、地域において様々な関係機関が密接に連携し依存症である者等及びその家族に対する支援を進めていきます。

3 相談支援の提供体制に関する基本的な考え方

(1) 相談支援体制の構築

相談支援事業者等は、障害のある人等及びその家族が抱える複合的な課題を把握し、適切な保健、医療、福祉サービスにつなげる等、行政機関その他関係機関との連携に努める必要があります。

また、相談支援体制に関しては、それぞれの地域における相談支援体制について検証・評価を行うとともに総合的な相談支援体制、専門的な指導・助言及び人材育成等各種機能の更なる強化・充実に向けた検討を行うようにします。

(2) 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保

障害者支援施設等又は精神科病院から地域生活へ移行した後の地域への定着はもとより、現に地域で生活している障害のある人等がそのまま住み慣れた地域で生活できるようにするため、地域移行支援とあわせて、自立生活援助や地域定着支援に係るサービスの提供体制の充実を図っていきます。

(3) 発達障害者等に対する支援

発達障害者等の早期発見・早期支援には、発達障害者等及びその家族への支援が重要でありペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障害者等及びその家族等に対する支援体制の確保に努めます。

また、発達障害者等に対して適切な支援を行うためには、発達障害を早期かつ正確に診断し、適切な発達支援を行う必要があることから、発達障害の診断等を専門的に行うことができる医療機関等の確保にも努めます。

(4) 協議会の設置等

障害者地域自立支援協議会は関係機関等の有機的な連携の下で地域の課題の改善に取り組むとともに、町が障害福祉計画等を定め、又は変更しようとする際に意見を求められた場合に、地域の課題解決に向けた積極的な提示を行うことが重要となります。地域の障害福祉に関する提供体制について協議を行い、社会資源の開発を進めるとともに、事業者との連絡調整が行えるよう、効果的な相談支援事業を実施していきます。

4 障害児支援の提供体制に関する基本的な考え方

(1) 地域支援体制の構築

障害児通所支援等における障害のある子ども及びその家族に対する支援について、障害のある子どもの障害別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるように、地域における支援体制の整備が必要となります。

(2) 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援

障害児通所支援の体制整備にあたっては、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等の子育て支援施策との緊密な連携を図ることが重要です。また、障害児支援が適切に行われるために、就学時及び卒業時において支援が円滑に引き継がれることも含め、教育委員会等との連携体制を確保することが必要となります。

放課後等デイサービス等の障害児通所支援の実施にあたっては、学校の空き教室の活用等の実施形態を検討します。また、難聴児支援にあたって、児童発達支援センターや特別支援学校（難聴障害）等を活用した体制を確保することが必要となります。

(3) 地域社会への参加・包容の推進

保育所等訪問支援を活用し、障害児通所支援事業所等が保育所や幼稚園、認定こども園、放課後児童健全育成事業、小学校及び特別支援学校等の育ちの場での支援に協力できるような体制を構築することにより、障害のある子どもの地域社会への参加・包容の推進を図ります。

(4) 特別な支援が必要な障害のある子どもに対する支援体制の整備

重症心身障害児や医療的ケア児に対する支援体制の充実を図るために、その人数やニーズを把握し支援体制の整備を進めます。また、医療的ケア児支援に係るコーディネーターの役割を明確にします。

強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害のある子どもに対して、適切な支援ができるよう、人材育成等を通じて支援体制の整備を図るとともに、虐待を受けた障害のある子ども等に対しては、障害児入所支援において小規模なグループによる支援や心理的ケアを提供することにより、障害のある子どもの状況等に応じたきめ細やかな支援を行うよう努めます。

5 障害児相談支援の提供体制に関する基本的な考え方

障害児相談支援は、障害の疑いがある段階から障害のある子ども本人や家族に対する継続的な相談支援を行うとともに、支援を行うにあたって関係機関をつなぐ重要な役割を担っています。このため、障害のある人に対する相談支援と同様に、障害児相談支援についても質の確保及びその向上を図りながら、支援の提供体制の構築を目指します。

2. 成果目標の設定

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【国の基本指針】

- 令和5年度末における地域生活に移行する者の数値目標を設定するものである当該数値目標の設定にあたっては、令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本として、これまでの実績及び地域の実情をふまえて設定する
- 令和元年度末の施設入所者数を1.6%以上削減することを基本として、これまでの実績及び地域の実情をふまえて設定する

上市町においては、令和2年3月31日時点での施設入所者は33人であり、令和5年度までに2人（6.1%）が地域生活へ移行することを目標とする。

また、令和5年度末の施設入所者を32人とし、現状から1人（3.0%）削減することを目標とする。

項目	数値	考え方
基準値	33人	令和元年度末の施設入所者数
目標値①	2人	基準値のうち地域生活移行者数
目標年度入所者数	32人	令和5年度末時点での施設入所者の見込数
目標値	1人	令和5年度末における目標値①からの削減数

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国の基本指針】

- 保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置し、協議の場の開催回数・参加者数・目標設定及び評価の実施回数を設定する
- 令和5年度末における精神障害者の地域移行等の利用者数の見込を設定する

滑川・中新川圏域での協議の場を通じて、依存症等多様な精神疾患等への対策について、重層的な連携による支援体制を構築することを目標とします。

項目	数値	考え方
保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数	1回/年	令和5年度末までに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設け、一年間の開催回数
保健・医療（精神科、精神科以外の医療機関別）・福祉・介護・当事者・家族等の関係者ごとの参加者数	15人以上	保健・医療（精神科、精神科以外の医療機関別）・福祉・介護・当事者・家族等の関係者ごとの参加者数
保健・医療・福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回/年以上	保健・医療・福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数
精神障害者の地域移行支援の利用者数	1人	精神障害者の地域移行支援の利用者数
精神障害者の地域定着支援の利用者数	1人	精神障害者の地域定着支援の利用者数
精神障害者の共同生活援助の利用者数	5人	精神障害者の共同生活援助の利用者数

3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

【国の基本指針】

- 令和5年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備し、その運用状況を検証、検討する

地域生活支援拠点等は、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害者の生活を地域全体で支えるため、居住支援のためのサービス提供体制を、地域の実情に応じて整備することとされています。上市町では単独で整備することは難しいため、圏域で1つ整備し、滑川・中新川障害者地域自立支援協議会で機能の一層の充実を目指します。

項目	数値	考え方	
地域生活支援拠点等が有する機能の充実	地域生活支援拠点等の整備	1か所	令和5年度末における地域生活支援拠点の整備数
	運用状況の検証・検討	1回/年	令和5年度末までの間の、地域生活支援拠点等の運用状況の検証、検討回数

4 福祉施設から一般就労への移行等

【国の基本指針】

- 福祉施設（生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援事業所）から一般就労への移行実績を令和元年度実績の1.27倍以上とする
- 就労移行支援事業から一般就労への移行実績を令和元年度の実績の1.30倍以上とする
- 就労継続支援A型事業から一般就労への移行実績を令和元年度の実績の概1.26倍以上とする
- 就労継続支援B型事業から一般就労への移行実績を令和元年度の実績の概1.23倍以上とする
- 就労移行支援事業等から一般就労移行者のうち就労定着支援事業利用者を7割以上とする
- 就労定着率8割以上の就労定着支援事業所を令和5年度末までに全体の7割以上とする

福祉施設から一般就労への移行を推進する観点から、令和5年度中における福祉施設から一般就労への移行者に関する目標値を設定します。上市町の実情に応じた目標値を設定しました。

（1）福祉施設から一般就労への移行

項目	数値	考え方
基準値	10人	令和元年度における福祉施設から一般就労への移行者数
目標値	4人	令和5年度における福祉施設から一般就労への移行者数
基準値	6人	令和元年度における就労移行支援事業から一般就労への移行者数
目標値	2人	令和5年度における就労移行支援事業から一般就労への移行者数
基準値	3人	令和元年度における就労継続支援A型事業から一般就労への移行者数
目標値	1人	令和5年度における就労継続支援A型事業から一般就労への移行者数
基準値	2人	令和元年度における就労継続支援B型事業から一般就労への移行者数
目標値	1人	令和5年度における就労継続支援B型事業から一般就労への移行者数

（2）就労移行支援事業等から就労定着支援事業の利用者数

項目	数値	考え方
就労移行支援事業等から就労定着支援事業の利用者数	3人	令和5年度における移行者数4人のうち7割が就労定着支援事業を利用する

（3）就労定着支援事業の就労定着率

項目	数値	考え方
就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所の割合	70%以上	令和5年度末において、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とする

5 障害児支援の提供体制の整備等

【国の基本指針】

- 令和 5 年度末までに、児童発達支援センターを各圏域及び各市町村において少なくとも 1 か所以上設置すること
- 令和 5 年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築すること
- 令和 5 年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等サービス事業所を各市町村に少なくとも 1 か所以上確保すること
- 令和 5 年度末までに、医療的ケア児支援のため、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する

国の指針にある目標を踏まえ、令和 5 年度末までに児童発達支援センターの設置を検討します。また、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等サービス事業所を確保します。

項目	数値	考え方
児童発達支援センター	(滑川・中新川圏域で) 1 か所	令和 5 年度末までに設置する児童発達支援センターの数
保育所等訪問支援	整備	令和 5 年度末までに保育所等訪問を利用できる体制の構築
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等サービス事業所	(滑川・中新川圏域で) 1 か所	令和 5 年度末までに設置する主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等サービス事業所の数
医療的ケア児支援のための協議の場の設置、コーディネーターの配置	設置・配置	令和 5 年度末までに保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置すること、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する

発達障害者等の早期発見・早期支援には、発達障害者等及びその家族等への支援が重要であることから、保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるようペアレントプログラムやペアレントトレーニングなどの支援体制の充実を図ります。

項目	数値	考え方
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	1 人	令和 5 年度までのペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数
ペアレントメンターの人数	1 人	令和 5 年度までのペアレントメンターの人数
ピアサポートの活動への参加人数	1 人	令和 5 年度までのピアサポートの活動への参加人数

6 相談支援体制の充実・強化等

【国の基本指針】

○令和5年度末までに、各圏域及び各市町村において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保する

滑川・中新川障害者地域自立支援協議会において年1回以上、相談支援体制の検証・評価を行います。また、相談機関との連携を図りながら、次のとおり障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施、相談支援体制の強化を目指します。

- ・地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言
- ・地域の相談支援事業者の人材育成の支援
- ・地域の相談機関との連携強化の取組の実施

7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【国の基本指針】

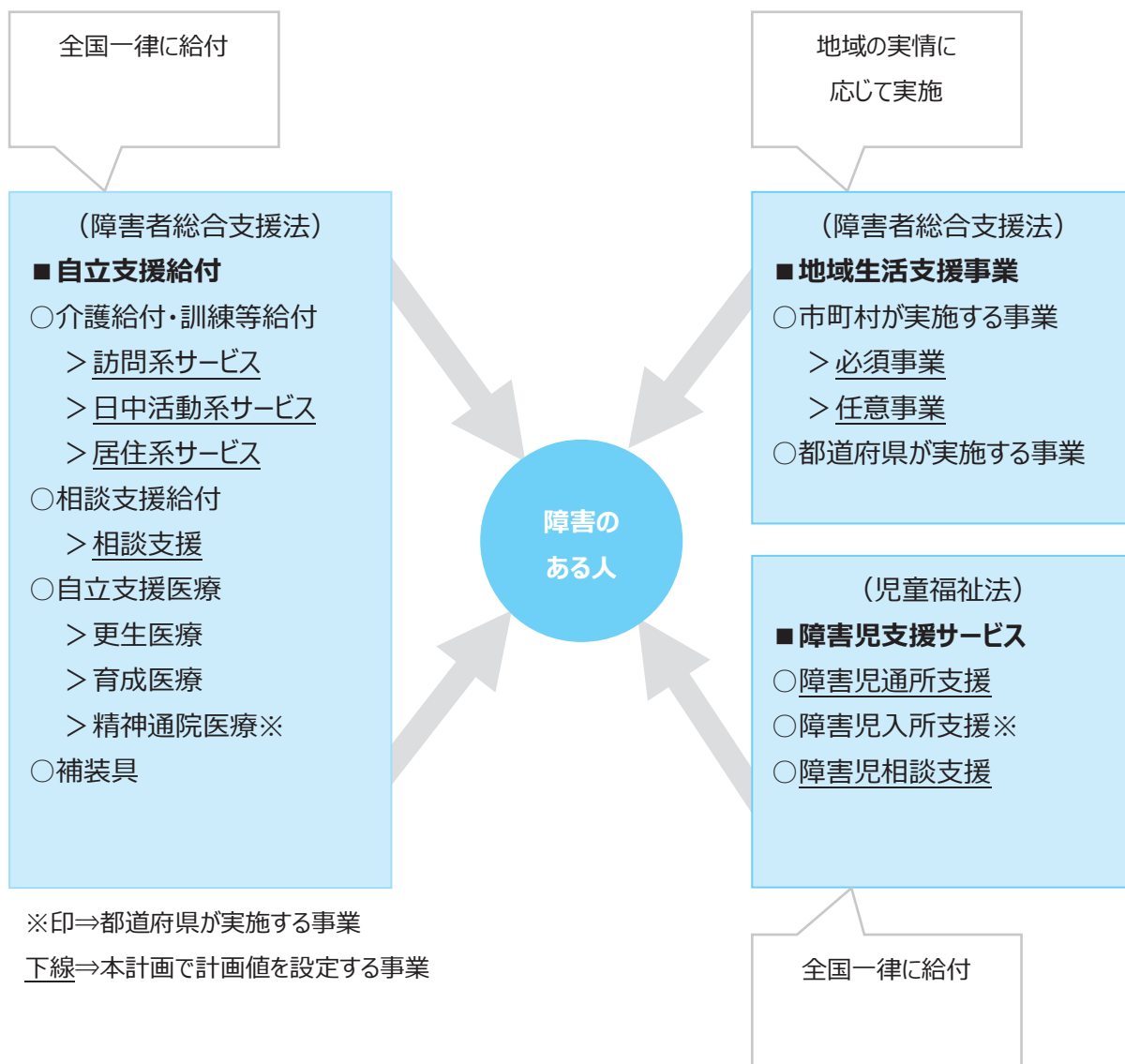
○令和5年度末までに、都道府県及び市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築する

利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくため、障害福祉サービス等の利用状況の把握、検証等を行い、障害福祉サービス等の質を向上させるための体制の構築を目指します。

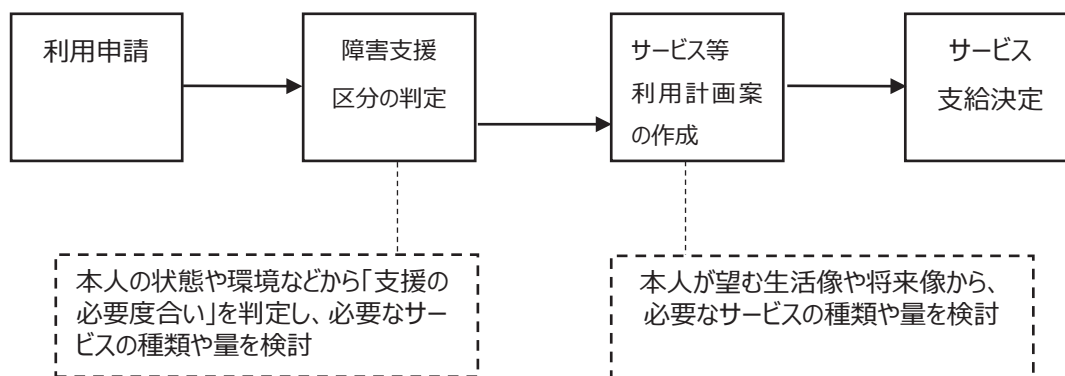
項目	数値	考え方
障害者福祉サービス等に係る各種研修の活用	1人1回以上	都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る各種研修を活用し、理解を深める
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の共有	年1回以上	障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有し利用状況の把握、検証等を行う

3. 活動指標等の設定

【障害福祉サービスの体系】



【障害福祉サービス利用までの一般的な流れ】



1 訪問系サービス

障害のある人等の地域生活を支える基本事業であり、主に在宅にてヘルパーの訪問を受けて利用するサービスです。サービスの種類としては以下に示す5つがありますが、居宅介護（ホームヘルプ）が全体の利用の多くを占めています。地域移行に伴って、今後も増加が予想されます。

【サービスの内容】

- 「居宅介護（ホームヘルプ）」は、身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人で、日常生活を営むのに支障がある場合、入浴、排せつ、食事の介護など、居宅での生活全般にわたる支援を行います。
- 「重度訪問介護」は、重度の肢体不自由者を対象に、居宅における介護から外出時の移動支援までを行う総合的なサービスの提供を行います。
- 「行動援護」は、知的・精神障害により行動上著しく困難があり、常時介護を要する人に対して、行動の際に生じ得る危険を回避するために必要な援護や外出時における移動中の介護などの支援を行います。
- 「同行援護」は、視覚障害により、移動が困難な人に外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、外出する際の必要な援助などを行います。
- 「重度障害者等包括支援」は、常時介護を要する重度障害のある人を対象に、居宅介護をはじめ福祉サービスを包括的に提供するものです。

● 1か月当たりのサービス見込み量

令和元年度までは実績

事業名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
・居宅介護 ・重度訪問介護	人/月	22	17	17	20	22	24
・行動援護 ・同行援護 ・重度障害者等包括支援	時間/月	177	144	143	160	176	192

（単位の考え方）「人」：月間の総実利用者数、「時間」：月間の総利用時間数、「人日」：月間の総利用日数

■ 訪問系サービスにおける見込み量確保の方策 ■

自宅で生活している障害のある人をはじめ、今後、地域生活へ移行する施設入所者等の自立を支えるために、サービス供給の基本となる民間事業所や相談支援事業者等との連携のもとに、ニーズに応じたサービス提供体制の確保に努めます。また、各種サービスの内容についても、町のホームページ、広報誌等を活用し、周知徹底に努めます。

2 日中活動系サービス

日中活動系サービスは、主に施設への通所にてサービスを受けるものです。障害のある人がその程度に応じて生活支援や就労支援を受けることにより、社会参加や自立を促進するといった大切な役割を担っています。今後、福祉施設や医療機関からの地域移行や特別支援学校高等部卒業生の新規利用により、利用者が増加する見込みです。

【サービスの内容】

- 「生活介護」は、常時介護を要する障害のある人を対象とした、主として日中に障害者支援施設などで行われる、入浴、排せつ、食事の介護や、創作的活動又は生産活動の機会の提供などを行います。
- 「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」は、自立した日常生活や社会生活を営むことを目的に、身体機能や生活能力の向上のための有期の訓練などを行います。
- 「就労移行支援」は、職場実習など、就労に必要な知識・能力の向上のための有期の訓練などを行います。
- 「就労継続支援」は、通常の事業所への雇用が困難な障害のある人を対象に、就労機会の提供及び就労に必要な知識・能力の向上のための訓練などを行います。
- 「療養介護」は、主として日中に病院などの施設で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護や日常生活上の援助などを行います。
- 「短期入所（ショートステイ）」は、介護者の病気や家族の休養などのため、障害者支援施設などへの短期入所による入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

以下に、各サービスの1か月当たりの見込み量（各年度3月分の実績）を示します。（令和元年度までは実績）

（1）生活介護

事業名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人/月	61	57	61	63	64	66
	人日/月	1,094	1,144	1,164	1,181	1,199	1,237

（2）自立訓練（機能訓練・生活訓練）

事業名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立訓練 （機能訓練）	人/月	0	1	1	2	2	2
	人日/月	0	14	20	40	40	40
自立訓練 （生活訓練）	人/月	3	4	2	3	3	3
	人日/月	47	81	39	60	60	60

(3) 就労移行支援

事業名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労移行支援	人/月	5	2	2	3	2	2
	人日/月	89	41	29	60	40	40

(4) 就労継続支援（A型・B型）

事業名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労継続支援（A型）	人/月	15	12	17	19	21	23
	人日/月	302	241	334	380	420	460
就労継続支援（B型）	人/月	64	59	57	58	60	62
	人日/月	1,115	1,123	1,002	1,160	1,200	1,240

(5) 就労定着支援

事業名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労定着支援	人/月	2	6	7	8	8	9

(6) 療養介護

事業名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
療養介護	人/月	7	8	10	11	11	11

(7) 短期入所（ショートステイ）

事業名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
短期入所（ショートステイ） （福祉型・医療型）	人/月	8	3	2	6	6	6
	人日/月	48	15	7	36	36	36

■ 日中活動系サービスにおける見込み量確保の方策 ■

常時介護が必要な施設入所者等の日中活動を支援する生活介護について、ニーズに応じたサービス提供体制の確保に努めます。

また、施設入所者等の地域移行や、福祉施設から一般就労への移行を見据え、サービス事業所や関係機関等との連携のもとで、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援に関する提供体制の確保に努めます。

さらに、一般就労が困難な人や就労移行支援の終了後、一般就労に結びつかなかった人などを対象に、就労継続支援 B 型（非雇用型）の提供体制の確保に努めるとともに、利用者により高い収益を還元できるよう、関係機関が連携した生産活動の活性化に努めます。

3 居住系サービス

住まいの場を提供する「居住系サービス」では、共同生活援助（グループホーム）、施設入所支援があります。また、平成 30 年度からは、地域生活を支援する自立生活援助が新たに創設されました。

【サービスの内容】

- 「共同生活援助（グループホーム）」は、共同生活を営む住居における相談、入浴、排せつ、食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。
- 「施設入所支援」は、施設入所者を対象に、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
- 「自立生活援助」は、障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者等について、一定の期間にわたり定期的な巡回訪問や随時の対応等の適切な支援を行います。

以下に、各サービスの 1 か月当たりの見込み量（各年度 3 月分の実績）を示します。（令和元年度までは実績）

（1）共同生活援助（グループホーム）

事業名	単位	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	18	18	20	20	22	24

（2）施設入所支援

事業名	単位	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
施設入所支援	人/月	33	33	33	32	32	32

（3）自立生活援助

事業名	単位	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
自立生活援助	人/月	0	0	0	1	1	1

■ 居住系サービスにおける見込み量確保の方策 ■

自宅等で暮らすことが困難な障害のある人のニーズに対応するとともに、施設入所者や病院の入院からの地域生活への移行を見据え、グループホームの提供体制の確保に努めます。

また、自立生活援助では関係事業所等と連携してニーズの把握と必要量の確保に努めます。

4 相談支援

相談支援事業は、障害のある人が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障害のある人や家族、介護を行う人などからの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、あわせて、福祉サービス事業所等との連絡調整を実施する事業です。

【サービスの内容】

- 支給決定の参考とするよう、支給決定の前にサービス等利用計画案を作成するなど、「計画相談支援」の提供を行います。
- 「地域移行支援」は、福祉施設の入所者及び入院中の精神障害のある人に対して、地域生活への準備や外出支援などを行い、退所・退院に向けての支援を行います。
- 「地域定着支援」は、居宅で一人暮らしをしている障害のある人に対し、夜間も含む緊急時における相談などの支援を行います。

以下に、各サービスの1か月当たりの見込み量（各年度3月分の実績）を示します。（令和元年度までは実績）

事業名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人/月	24	42	42	44	46	48
地域移行支援	人/月	0	0	0	1	1	1
地域定着支援	人/月	0	0	0	1	1	1

■ 相談支援（サービス等利用計画作成）における見込み量確保の方策 ■

障害のある人が抱える課題の解決や適切なサービス利用に向け、よりきめ細かいケアマネジメントをするため、原則としてすべての障害福祉サービス等を利用する障害のある人（児）について、指定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画・障害児支援利用計画を作成するものです。

今後も相談支援事業所やその他関係機関との連携を密にし、対象者の適切な把握に努めるとともに、県が特定する入院中の精神障害者に対する地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の必要者の情報を元に、利用者数及び量の見込みを定めます。

5 障害児通所支援サービス

障害児通所支援には、「児童発達支援」「放課後等デイサービス」「保育所等訪問支援」「医療型児童発達支援」「居宅訪問型児童発達支援」があります。

【サービスの内容】

- 放課後等デイサービスは、就学中の障害のある子どもに、授業終了後や夏休み等の長期休暇中において生活能力の向上に必要な訓練等を継続的に実施し、放課後等の居場所を提供します。
- 児童発達支援は、就学前の障害のある子どもに日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。
- 医療型児童発達支援は、地域の障害のある子どもを通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与又は集団生活への適応訓練などの支援と治療を行います。
- 保育所等訪問支援は、障害児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所などを訪問し、障害のある子どもや保育所などの職員に対し、障害のある子どもが集団生活に適応するための専門的な支援を行います。
- 障害児相談支援は、上記のサービスを利用する児童に、支給決定又は支給決定の変更前に障害児支援利用計画案を作成するとともに、一定期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
- 居宅訪問型児童発達支援は、重度の障害のため外出が著しく困難な障害のある子どもが発達支援を受けやすくするため、外出が著しく困難な障害のある子どもに対し、障害のある子どもの居宅を訪問して発達支援を行います。
- 医療的ケア児支援調整コーディネーターは、医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の各市町村への配置（市町村単独での配置が困難な場合は圏域での配置も可）促進を図ります。
- 保育所・認定こども園への受け入れは、障害のある子どもを保育所・認定こども園に受け入れて保育します。
- 放課後児童クラブへの受け入れは、障害のある子どもを放課後児童クラブに受け入れて放課後の居場所を提供します。

以下に、各サービスの1か月当たりの見込み量（各年度3月分の実績）を示します。（令和元年度までは実績）

事業名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
放課後等デイサービス	人/月	21	20	22	24	26	24
	人日/月	224	227	313	288	312	288
児童発達支援	人/月	10	4	4	4	4	4
	人日/月	96	44	33	44	44	44
医療型児童発達支援	人/月	0	0	0	1	1	1
	人日/月	0	0	0	2	2	2
保育所等訪問支援	人/月	0	0	0	2	2	2
	人日/月	0	0	0	4	4	4
障害児相談支援	人	3	2	5	3	5	7
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	0	1	1	1
	人日/月	0	0	0	2	2	2
医療的ケア児調整コーディネーター	人	0	1	1	1	1	1

■ 障害のある子どもへの支援における見込み量確保の方策 ■

障害のある子どもへの早期療育や障害の多様化に伴い、個々に合わせた多様な支援が求められる中で、児童発達支援センターを中核とした療育支援の体制整備と、子どものライフステージに応じた切れ目のない地域支援体制づくりについて、中・軽度の障害があり、各保育所で加配保育が望ましいと思われる子どもについては、児童発達支援等の療育機関の情報を提供し、適切な早期支援を進めます。

さらに、障害の有無に関わらず児童が共に成長できるよう、地域社会への参加・包容を推進するため、保育所・認定こども園、放課後児童健全育成事業について、希望者のニーズを把握しながら障害のある子どもの受け入れについて検討していきます。

4. 地域生活支援事業

障害のある人が地域において自立した生活を送ることができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じて市町村が柔軟に実施する事業として、地域生活支援事業があります。

地域生活支援事業には、10 の必須事業とその他の任意事業があり、上市町では以下の事業を実施しています。

上市町が実施している地域生活支援事業

必須事業

- 理解促進研修・啓発事業
- 自発的活動支援事業
- 相談支援事業
- 成年後見制度利用支援事業
- 成年後見制度法人後見支援事業
- 意思疎通支援事業
- 日常生活用具給付等事業
- 移動支援事業
- 地域活動支援センター事業
- 手話奉仕員養成研修事業

任意事業

- 訪問入浴サービス事業
- 日中一時支援事業

1 必須事業

【サービスの内容】

- 理解促進研修・啓発事業は、障害のある人が日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障害のある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行うものです。
- 自発的活動支援事業は、障害のある人、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。
- 相談支援事業は、障害のある人やその家族などからの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、又は障害福祉サービスの利用支援などを行います。また、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障害のある人などの権利擁護のために必要な援助を行うものです。
- 成年後見制度利用支援事業は、町長が成年後見等開始審判申し立てを行う障害のある人で、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる人に対し、経費等の一部を助成するものです。
- 成年後見制度法人後見支援事業は、成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。
- 意思疎通支援事業は、聴覚、言語機能、音声機能等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人等に対して、意思疎通の円滑化を図るため手話通訳者等の派遣を行うものです。
- 日常生活用具給付等事業は、障害のある人等に対して、日常生活や介護が容易になる日常生活用具及び住宅改修工事費を給付し、日常生活の便宜を図るものです。
- 移動支援事業は、屋外での移動が困難な人を対象に、外出の際の移動支援を行うことにより、地域における自立生活や社会参加を促進するものです。
- 地域活動支援センター事業は、障害のある人の社会との交流を促進するために、地域活動支援センターにおいて創作活動や交流、日中の活動の場を提供するものです。
- 手話奉仕員養成研修事業は、日常会話程度の手話表現技術を取得した者の養成研修を行います。

区分	単位	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
①理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
②自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
③相談支援事業							
障害者相談支援事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
基幹相談支援センター機能強化事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無
④成年後見制度利用支援事業	件/年	0	0	0	1	1	2
⑤成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無
⑥意思疎通支援事業	人/月	4	5	1	4	4	5

⑦日常生活用具給付等事業								
	介護・訓練支援用具	件/年	1	2	3	3	3	
	自立生活支援用具		3	2	4	4	4	
	在宅療養等支援用具		3	7	5	5	5	
	情報・意思疎通支援用具		2	3	2	2	2	
	排泄管理支援用具		661	629	630	636	642	648
	居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)		0	0	2	2	3	3
⑧移動支援事業		人/月	1	2	1	3	3	
		時間/月	11	17	11	24	24	24
⑨地域活動支援センター事業		箇所	1	1	1	1	1	
		人/月 (町)	17	16	15	15	16	16
⑩手話奉仕員養成研修事業			無	無	無	無	無	

■ 地域生活支援事業（必須事業）における見込み量確保の方策 ■

① 理解促進研修・啓発事業

障害のある人等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害のある人等の理解を深めるための啓発活動を行う。

障害特性について知ってもらうためのパンフレットを作成し、広く配布し、また、障害についてより知ってもらうため、毎年障害者週間にあわせて普及・啓発イベントを実施します。

② 自発的活動支援事業

障害のある人等が日常生活又は社会生活を営む上で生じる社会的障壁を除去することを目的として、障害のある人等、その家族又は地域住民等が自発的に行う活動に対し、その活動に必要な経費の一部を助成（1団体につき最大5万円）することにより障害のある人の社会参加を支援していきます。

③ 相談支援事業

相談支援事業（一般相談）は、サービス利用時のケアマネジメントの推進にも重要な役割を果たすことから、上市町内にある指定一般相談支援事業者である「社会福祉法人新川会」及び「社会福祉法人むつみの里」の2か所へ委託し、各種相談に応じるとともに、サービス利用に関する連絡調整を実施します。

また、障害のある人を地域全体で支えるため、滑川・中新川圏域1市2町1村の福祉関係機関で構成する滑川・中新川障害者地域自立支援協議会を活発化し、地域の課題を施策に反映していけるよう協議していきます。

④ 成年後見制度利用支援事業

判断能力が不十分な知的障害又は精神に障害のある人が、障害福祉サービス等の利用契約の締結が適切に行われるようにするため、また、本人の権利擁護を図るため、成年後見制度の利用を支援します。

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

現在、専門性を要する知的障害者及び精神障害者の相談支援については、新川会地域生活相談室と地域生活支援センター自然房に委託して実施しています。その相談の中、成年後見制度の利用が必要と認められる障害のある人について事業者と情報を共有するとともに、障害のある人が安心して地域生活を送ることができるよう、この制度の周知・普及を図ります。

⑥ 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため、意志疎通を図ることに支障がある障害のある人のため、意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣を行い、意志疎通の円滑化を図ります。

意志疎通支援事業は、手話通訳者の派遣等から社会福祉法人富山県聴覚障害者協会に委託して実施しますが、広報誌やホームページを通じて事業の周知を図るとともに、利用者の増加に向け、協会との連携を密にします。

⑦ 日常生活用具給付等事業

重度の障害のある人等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進を図るものです。

日常生活用具には、介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具、居宅生活動作補助用具(住宅改修費)があります。

用具の種類と障害の種別によっては、給付の対象とならない場合もあることから、事業周知の充実を図るとともに、障害の特性に合わせた適切な給付管理に努めます。

⑧ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害のある人等に対し、社会生活に必要な外出や、余暇活動等の社会参加のための移動を支援します。

移動支援には、①個別支援型（個別に支援を必要とする障害のある人に対し、マンツーマンによる支援を行うもの）、②グループ支援型（屋外でのグループワーク、同一目的地・同一イベントへの複数人同時参加の際の支援など、複数の人を同時に支援するもの）、③車両移送型（福祉バス等車両の巡回による送迎支援を行うもの）の形態があります。

移動支援における社会参加の促進という事業趣旨を鑑み、今後、利用者の状況やニーズに応じ、グループ支援も検討していきます。

⑨ 地域活動支援センター事業

障害のある人の日中活動の支援を行う通所型施設として、地域活動支援センターを設置しています。

センターでは、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行う事業を実施する一方、事業の機能を強化するため、その内容に応じⅠ型～Ⅲ型までの類型が設定されています。

- | |
|--|
| I 型：相談事業や専門職員（精神保健福祉士等）の配置による医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、普及・啓発等の事業 |
| II 型：機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを行う事業 |
| III 型：地域の障害者団体等が実施する通所による援護事業 |

地域活動支援センター事業は、その利用者が広域に亘ることから富山圏域 2 市 2 町 1 村で負担を分担し、「社会福祉法人むつみの里地域生活支援センター自然房」に地域活動支援センター I 型事業を委託して実施しています。

事業所と連携をとり、精神障害者の地域生活のサポートに努めます。

⑩ 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障害のある方との交流活動の促進、町の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行うものです。

2 任意事業

【サービスの内容】

- 訪問入浴サービス事業は、地域における身体障害者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障害者の身体の清潔の保持や心身機能の維持を図るものです。
- 日中一時支援事業は、障害のある人の日中における活動の場を確保し、障害のある人の家族の就労支援及び障害のある人を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とするものです。

区分	単位	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
①訪問入浴サービス事業	箇所	0	0	0	1	1	1
	人/月	0	0	0	1	1	1
②日中一時支援事業	箇所	9	6	10	10	10	10
	件/年	287	217	280	280	280	280

■地域生活支援事業（任意事業）における見込み量確保の方策■

① 訪問入浴サービス事業

重度の身体障害者の居宅を訪問し、浴槽を提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持等のため、入浴の介護を行います。

訪問入浴サービス事業については、対象になる人が、本事業を利用しなければ入浴が困難な在宅の人という限られた範囲であるためこれまでに利用がありません。

② 日中一時支援事業

介護者が、緊急その他やむを得ない事由などで、日中において障害のある人の監護ができないとき、障害のある人の日中活動の場の確保と一時的な見守り、社会適応訓練等を行い、また、介護者の就労支援及び一時的な休息を目的としています。

今後も多様なニーズに応えられるよう、引き続き取組を継続していきます。

第6章 計画の推進のために

● 1. 計画の推進

1 地域での推進体制

本計画の推進にあたっては、障害のある人についての理解や社会的関心を高めていくとともに、障害のある人が社会で活動でき、障害という個性が活かされる環境づくりが必要です。

そのために、地域社会、学校、団体、企業、行政等がそれぞれの役割を果たしながらお互いに連携・協力し、一体となって取り組み、計画の推進を図る必要があります。

2 全庁的な推進体制の整備

本計画の実現に向けて、障害のある人やその家族等へのきめ細かなサービスを総合的・一体的に提供できるよう、庁内の福祉・保健・医療・教育・労働・まちづくり等に関する部課及び関係機関等との連携を一層強化するとともに、一体となって計画的な施策を推進します。

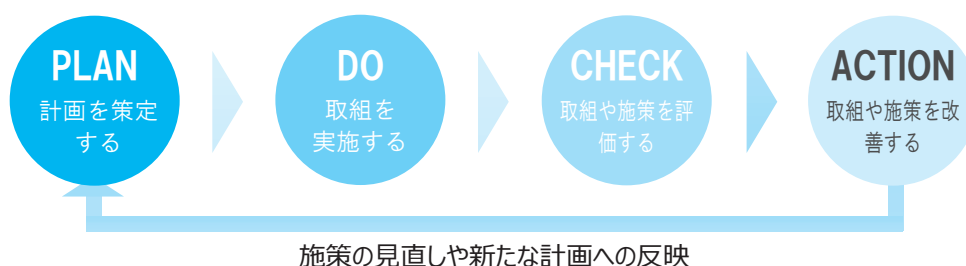
● 2. 計画の評価

障害者基本計画及び障害福祉計画を着実に推進し、効果の高いものとするためには、計画を立て（Plan）、実行し（Do）、進捗状況及び成果を点検・評価したうえで（Check）、取組の改善・見直しを行う（Action）、PDCAサイクルを構築することが大切です。

本計画の進捗状況及び成果に関する点検・評価については、策定委員会等にて行います。

また、国の制度変更や計画期間の終了に伴う見直しの際には、策定委員会において評価結果を報告し、意見を求めながら課題に対する必要な対応を図ります。

▼PDCAサイクルのイメージ



参考資料

上市町障害者福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条の規定に基づき、上市町障害者福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、上市町障害者福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 計画の策定に関する事項
- (2) その他委員会の目的を達成するために必要な事項

(組織及び任期)

第3条 委員会の委員は、次の者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 障害福祉サービスに関する事業に従事する者
- (3) 社会福祉又は保健医療関係者
- (4) 関係団体を代表する者
- (5) 町長が特に必要と認める者

2 委員の任期は、計画の策定が終了したときまでとする。

3 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 3 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(招集)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

上市町障害者福祉計画策定委員会委員名簿

区 分		役 職 名	氏 名
委員長	福祉関係	社会福祉法人新川会理事長	牧野 武
委 員	福祉関係	社会福祉法人むつみの里施設長	碓井 裕子
委 員	福祉関係	N P O法人ワークハウス劔施設長	水野美由紀
委 員	保健関係	富山県中部厚生センター保健予防課長	河村 瑞穂
委 員	福祉関係	上市町社会福祉協議会会長	奥井 健一
委 員	労働関係	滑川公共職業安定所雇用指導官	相川 直俊
委 員	福祉関係	上市町身体障害者協会副会長	成瀬 義光
委 員	児童関係	上市町民生委員児童委員協議会副会長	谷吉 順子
委 員	福祉関係	社会福祉法人新川会地域生活相談室室長	野島真裕美
委 員	医療関係	かみいち総合病院神経精神科部長	岡部 彰人

障害者の雇用状況

●過去5年間の民間企業における障害者雇用率

年度	項目	全国	富山県	滑川公共職業安定所管内
平成27年度	企業数 (社)	87,935	961	42
	算定基礎労働者数 (人)	24,122,923.0	188,508.0	6,214.0
	障害者数 (人)	453,133.5	3,594.5	109.0
	実雇用率 (%)	1.88	1.91	1.75
	法定雇用率達成企業割合 (%)	47.2	56.2	45.2
平成28年度	企業数 (社)	89,359	968	41
	算定基礎労働者数 (人)	24,650,200.5	191,704.5	6,172.0
	障害者数 (人)	474,374.0	3,751.0	113.5
	実雇用率 (%)	1.92	1.96	1.84
	法定雇用率達成企業割合 (%)	48.8	57.5	58.5
平成29年度	企業数 (社)	91,024	969	42
	算定基礎労働者数 (人)	25,204,720.0	194,785.0	6,394.0
	障害者数 (人)	495,795.0	3,841.5	111.0
	実雇用率 (%)	1.97	1.97	1.74
	法定雇用率達成企業割合 (%)	50.0	58.5	57.1
平成30年度	企業数 (社)	100,586	1,080	50
	算定基礎労働者数 (人)	26,104,834.5	208,020.0	6,910.0
	障害者数 (人)	534,769.5	4,235.0	117.0
	実雇用率 (%)	2.05	2.04	1.69
	法定雇用率達成企業割合 (%)	45.9	54.9	50.0
令和元年度	企業数 (社)	101,889	1,074	47
	算定基礎労働者数 (人)	26,585,858.0	210,441.5	6,929.5
	障害者数 (人)	560,608.5	4,381.0	117.5
	実雇用率 (%)	2.11	2.08	1.70
	法定雇用率達成企業割合 (%)	48.0	56.1	46.8

●職業紹介状況 (令和元年度)

滑川公共職業安定所管内

区分		身体障害者	知的障害者	精神障害者	その他	合計
新規求職申込件数	(件)	40	28	67	12	147
紹介件数	(件)	101	28	143	31	303
就職件数	(件)	26	21	43	12	102
登 録 者	有効求職者 (人)	60	28	67	12	167
	就業者 (人)	182	84	121	16	403
	保留中 (人)	0	1	6	0	7

滑川・中新川圏域の障害福祉サービス事業所

●管内の障害福祉サービス事業所（指定）

令和3年1月1日現在

事業所名	所在地	電話番号	FAX番号	重度 居度 訪問 介護	行動 支援	同行 支援	短期 入所	生活 介護	自立 訓練		就 労 継 続 統 計 A 型	就 労 継 続 統 計 B 型	共 同 生 活 援 助		障 害 者 支 援 施 設	児 童 発 達 支 援	放 課 後 サ ー ビ ス	備 考	
									機能訓練	生活訓練			介護 サービス 提供	作業 サービス 提供					
滑川市社会福祉協議会	滑川市 寺家町104	076-475-7000	076-475-9671	○	○														
特別養護老人ホーム 清寿荘	滑川市 赤浜573-1	076-475-3800	076-475-3859				○												
つつじ苑	滑川市 上小泉412-2	076-475-9261	076-475-9261					○				○							
よろこび滑川ケアセンター	滑川市 瀬羽町1874-5	076-476-5771	076-476-5772	○		○													
あすなろ滑川	滑川市 野町1656	076-475-8085	076-475-8085									○							
つしの家滑川	滑川市 北野1081	076-477-2727	076-477-2823					○											
あすなろ倶楽部	滑川市 北野1202-1	076-471-6105	076-471-6108					○				○							
ほまれの家 滑川店	滑川市 常盤町17-1	076-464-6881	076-464-6882																
れいんぼーめぐり滑川分所	滑川市 上小泉1138-1	076-471-7291	076-471-7291									○							
はなみずき	滑川市 野町1656	076-475-8085	076-475-8085																
デイサービスあつたかホーム	滑川市 中川原134	076-471-5608	076-471-5605																
放課後等デイサービスほっぷ・すいてっふ滑川	滑川市 田中新分番地サンワビル	076-471-5152	076-471-7988																
四ツ葉園	上市町 神田字七郎谷1-32	076-472-1118	076-472-5391				○												
ニチケアセンター 上市	上市町 神田20-5	076-473-9156	076-473-9611	○		○													
上市町ホームヘルパーステーション	上市町 湯上野1176	076-473-9300	076-473-9388	○		○													
ハッピーとやま 上市ヘルパーセンター	上市町 神田33-1	076-473-2658	076-473-3528	○			○												
特別養護老人ホーム 常葉園	上市町 館209	076-472-3993	076-472-6967																
ワークハウス 新	上市町 中江上99-1	076-472-5119	076-472-5119									○							
であい工房	上市町 湯上野546	076-472-3607	076-472-3649									○							
さつせ苑	上市町 湯上野546	076-472-0666	076-472-3054									○							
工房よつば	上市町 神田字七郎谷1-32	076-472-1118	076-472-5391									○							
シヨートスデイお茶の間	上市町 若杉3丁目418	076-473-3383	076-437-3383				○												
プレジャーワーク 雲山	上市町 川原田21	076-472-3228	076-472-1731									○							
新川金グループホーム	上市町 堤谷384	076-472-1118	076-472-5391				○												
知的障害者グループホームお茶の間	上市町 若杉3丁目418	076-473-3313	076-473-2941									○							
里の房	上市町 西町33	076-472-2500	076-472-3649																
デイサービス元・気・楽	上市町 丸山11	076-473-3955	076-473-3988									○							
立山町社協ホームヘルパーステーション	立山町 前沢1169	076-462-8074	076-463-2334	○															
やまの湯ヘルパーステーション	立山町 糠江7-1	076-483-8772	076-483-8687	○															
ニチケアセンター 立山	立山町 五百石5番地1 松林ビル1階	076-462-7010	076-462-3280	○															
乳の丘たてやま	立山町 米沢44-14	076-462-9386	076-463-5840				○												
わくわくアームきりり	立山町 道源寺651	076-463-1377	076-463-1378									○							
グループホームスクラム	立山町 江崎7-24	076-463-6156																	
坂井沢ホームスマイル	立山町 坂井沢16-3	076-462-0046	076-462-0046																
グループホームオリオン	立山町 上金剛寺563	076-463-6156	076-463-6156																
まきざやの家	立山町 前沢1177	076-472-1118																	
雷鳥苑	立山町 上金剛寺210	076-462-1751	076-462-1756																
共生型グループホーム 赤いふうせんクレヨン	立山町 前沢新町301	076-464-3271	076-464-3279				○												
赤いふうせんメルヘン	立山町 前沢2530-45	076-464-2888	076-464-2880																
赤いふうせん 富山型デイサービス	立山町 前沢新町163	076-462-0888	076-462-0777																
キャズハウス のぞみ 立山	立山町 江崎107	076-461-6773	076-461-6746																
デイサービスいしき茶室	立山町 橋津70	076-461-0022	076-461-0020																
デイサービススマイルレーベル	立山町 大石原225	076-461-3270	076-461-3271																
ほまれの家 立山店	立山町 利田672-12	076-482-5613	076-482-5614																
特別養護老人ホーム ふなはし荘	舟橋村 舟橋58-1	076-462-9888	076-462-9777				○												
デイサービスむすのなか	舟橋村 東戸原205	076-464-5432	076-464-5442																

管内の障害福祉サービス事業所（基準該当）

令和3年1月1日現在

事業所名	所在地	電話番号	FAX番号	短期入所	生活介護	自立訓練		児童発達支援	放課後等デイ	備考
						機能訓練	生活訓練			
滑川市老人デイサービスセンター	滑川市赤浜573-1	076-475-3600	076-475-3959		○			○	○	※滑川市
滑川市老人デイサービスセンターカモメ荘	滑川市吉浦13	076-476-5666	076-476-2588		○			○	○	※滑川市
高野接骨院デイサービス「きらきら」	滑川市魚躬202-1	076-476-0866	076-476-0889		○					※滑川市
デイサービスほがらか	滑川市下島143-3	076-471-5657	076-471-5657		○			○	○	※滑川市
デイサービスあったかホーム	滑川市中川原134	076-471-5608	076-471-5605					○		※滑川市
かみいち福祉の里お茶の間	上市町若杉3丁目418	076-473-3383	076-473-3393		○				○	※滑川市・上市町
常楽園デイサービスセンター	上市町館209	076-472-6977	076-472-6967		○					※上市町・立山町
福来老・米沢	立山町米沢32-1	076-464-2996	076-464-2997	○	○	○	○			※立山町
虹の丘たてやま	立山町米沢44-14	076-462-9366	076-463-5840		○					※立山町
はなのいえ	立山町二ツ塚342	076-461-6531	076-461-6532		○					※立山町

※基準該当事業所は市町村ごとの登録です。市町村によってサービスが異なる場合がありますので、詳細はお住まいの市町村担当窓口でご確認ください。

滑川・中新川障害者地域自立支援協議会

滑川・中新川障害者地域自立支援協議会について

会 議 名	滑川・中新川障害者地域自立支援協議会
設置主体	滑川市、立山町、上市町及び舟橋村の共同設置
設置目的	障害者が地域で安心して生活できるように支援し、自立と参加を図るため、保健・医療・福祉・教育・就労等各種サービス提供について総合的に調整し、連携することを目的とする。
事業内容	<p>(1) 関係者による訪問・相談活動等を通じ、障害者のニーズを把握し、各種サービスの充足及び問題点について協議すること。</p> <p>(2) 障害を理由とする差別に関する相談事案の情報共有・協議を通じた事案解決の取組に関すること。</p> <p>(3) 医療的ケアが必要な児童及びその家族への支援について協議すること。</p> <p>(4) その他、目的を達成するために必要な事項。</p>
委 員	<p>協議会の委員は、次の各号に掲げる者から選出する。</p> <p>(1) 保健・医療機関を代表する者</p> <p>(2) 障害福祉サービス事業者を代表する者</p> <p>(3) 関係行政機関の職員</p> <p>(4) 障害者を代表する者</p>
任 期	2年

※滑川・中新川障害者地域自立支援協議会規約より

●滑川・中新川障害者地域自立支援協議会組織図

自立支援協議会

協議会（代表者会議）

役割	<ul style="list-style-type: none"> ◇運営会議や専門部会からの報告を受け、地域課題や施策提案について確認します。 ◇協議会としての意見をまとめ、政策へ提言していきます。 ◇障害者福祉計画の進捗状況等について確認します。
構成	協議会委員（任期2年）
開催	年1～2回

運営会議

役割	<ul style="list-style-type: none"> ◇専門部会からの報告を受け、地域課題を把握します。 ◇地域課題の優先順位を決定し、解決のための方策を協議します。 ◇相談支援事業者の運営評価を行います。
構成	協議会会長・副会長、事務局、富山県中部厚生センター、各専門部会リーダー
開催	1～3回

専門部会

役割	<ul style="list-style-type: none"> ◇部会を構成する機関が関わっている事例から、地域のニーズや地域課題を抽出します。 ◇不足している社会資源の改善や開発、必要な施策について検討します。 ◇課題を同じくする関係機関が情報を交換し、サービスの質を向上させます。 			
構成	事務局、地域の保健・医療・福祉・教育・就労関係者			
開催	部会ごとに年2～12回			
	相談支援部会	就労・日中活動支援部会	地域生活支援部会	子ども支援部会
	<ul style="list-style-type: none"> ◇相談支援、計画相談に関する協議 ◇障害福祉サービスや社会資源に関する協議 ◇福祉施策の整備に向けての実務者協議（地域生活支援拠点等の整備） ◇困難事例の共有、対応についての協議 ◇相談支援専門員の研修会に関する協議 など 	<ul style="list-style-type: none"> ◇就労への支援・定着についての協議 ◇日中活動サービスの質の向上に関する協議 ◇所得や工賃に関する意見交換 など 	<ul style="list-style-type: none"> ◇親亡き後等の生活を支えるためのサービスについての協議 ◇障害・介護・医療の連携に関する協議 ◇災害時支援に関する協議 ◇地域住民の障害理解に関する協議 など 	<ul style="list-style-type: none"> ◇教育・保健・福祉の連携体制の確立 ◇学校卒業時の円滑な地域移行 ◇社会資源の改善・開発 ◇保護者への適切な情報提供のための支援 ◇医療的ケア児支援関係情報共有 など

医療的ケア児支援関係機関会議

開催	構成	役割
年1～3回	事務局、地域の保健福祉保育・教育・医療関係者	<ul style="list-style-type: none"> ◇医療的ケア児の適切な支援を図るための方策を協議します。 ◇関係機関の相互の課題や情報を共有します。

構成	役割
滑川市、立山町、上市町及び舟橋村	協議会全般の事務を行います。
事務局	

個別の支援会議

役割	関係者が集まって、障害のある人の問題解決や自己実現のための方法を考えます。
構成	本人、家族、相談支援者、サービス事業所などの関係者により、随時開催されます。

第 6 期 上 市 町 障 害 者 福 祉 計 画

(第6期上市町障害福祉計画・第2期上市町障害児福祉計画)

編集・発行 上市町 福祉課

住 所：〒930-0393 富山県中新川郡上市町法音寺1番地

TEL：076-472-1111

FAX：076-472-1115

発行年月：令和3年3月
